

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	87 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	67 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	120 件
国民年金関係	68 件
厚生年金関係	52 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月及び同年9月
私は、平成6年8月に会社を退職し、区の出張所に行き国民年金の加入手続をした際に、1か月分及び2か月分の国民年金保険料納付書をもらい、保険料を納付したはずである。1か月分の保険料は納付済みとされているが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間当時の平成6年8月ごろに払い出され、同年9月6日に当該払出前の厚生年金保険加入期間に挟まれた3年9月及び同年10月と5年7月の被保険者資格取得記録が追加され、このうち5年7月分の国民年金保険料については、6年10月18日に過年度納付されていることがオンライン記録から確認できる。申立人は、国民年金加入ときに1か月分及び2か月分の保険料納付書を受け取り、保険料を納付したことを記憶しており、申立人の手帳記号番号払出時期からみて、その時点で過年度納付が可能であった5年7月分と現年度納付が可能である申立期間の2か月分の納付書が発行されたと考えられること、当時納付したとする保険料月額は、当時の保険料月額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 9 月まで
② 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで

私は、共済年金の組合員資格喪失した後に国民年金に加入し、継続して国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号から、申立人は申立期間後の昭和 53 年 12 月に国民年金の加入手続を行ったものと推測され、手帳記号番号払出簿により手帳記号番号は 54 年 3 月 26 日に払い出されていることが確認できる。

申立期間②については、当該期間は 6 か月と短期間であり、上記の加入手続時点及び手帳記号番号払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、当該期間の前後の期間の保険料は過年度納付されているほか、加入手続した 53 年度以降、第 3 号被保険者制度が開始される 61 年 4 月までの間の保険料はすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期に関する記憶が曖昧であること、上記の加入手続時点及び手帳記号番号払出時点からみて、当該期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第 3 回特例納付により保険料を納付する以外にないが、申立人は特例納付でさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は曖昧であり、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで
私は、再婚後、自分自身の将来のため、区役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 59 年 7 月以降、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 5 月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立期間の前後の期間の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録から確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8900

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月及び同年 8 月

私は、昭和 56 年 7 月に会社を退職後、すぐに町役場で国民年金への切替手続きを行い、役場内の農協で国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 9 月 2 日に申立期間を含む 56 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を町役場内の農協派出所で納付した領収証書を所持している。

また、オンライン記録では、申立人は昭和 56 年 9 月 1 日に任意加入被保険者資格を取得したとされており、申立期間は任意加入前の未加入期間とされているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄には、申立人は、会社を退職した同年 7 月 21 日に強制加入被保険者資格を取得している旨の記載が確認でき、申立期間の未加入記録を疑わせる事情が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年ごろ、国民年金の加入手続を夫婦一緒に行い、過去の約1年分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後は、定期的に自宅に来る区の集金人に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人は、申立期間直後の41年4月から60歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している上、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、41年4月ごろに連番で払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、一緒に納付したとする夫は当該期間の保険料が納付済みとなっている。また、申立人は、加入手続を行った際に過去約1年分の保険料をさかのぼって納付したと説明しており、その説明は当該期間の保険料納付と推認されることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に納付したとする夫は当該期間の保険料が未納となっていること、申立人は、加入手続を行った際にさかのぼって納付したのは約1年分と説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間及び12年11月から13年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月から同年7月まで
② 平成9年1月から同年4月まで
③ 平成11年10月から12年9月まで
④ 平成12年11月から13年5月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を郵便局又は区役所出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人が納付していたとする国民年金の納付額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているほか、平成11年10月15日の住所変更手続は適切に行われていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間②直後の平成9年5月から10年3月までの保険料を11年6月25日に過年度納付するに当たり、区出張所で相談した際に、その前の未納として残る期間の保険料について納付の可否を確認したところ、当該期間の保険料は時効により納付できない旨の説明を受けたと述べているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間及び平成12年11月から13年5月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年6月及び12年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年6月
② 平成12年1月

私は、国民年金保険料を口座振替で納付していた。口座振替ができなかったときは、後日送付されてきた納付書で区役所出張所において必ず納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも1か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は申立期間を除き20歳から現在までの保険料をすべて納付しているほか、申立人の夫は申立期間を含め自身の保険料を完納している。

また、申立人が入金が遅れにより口座振替ができなかったことが申立期間以外に2回あったとしている期間の保険料については、いずれもその後に納付されていることがオンライン記録により確認できるほか、申立期間当時及びその前後の期間において申立人の住所及び夫の職業等に変更はなく、生活状況に変化は無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成元年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで
④ 平成元年 5 月

私は、20 歳のころ区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間①のうち昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までについては、保険料領収証書を所持しており、保険料の還付を受けた記憶が無い。結婚後の申立期間②、③及び④については、納付書が郵送された都度、郵便局又は金融機関で納付していた。申立期間①及び③が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間④については、1 か月と短期間であり、当該期間に係る第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への資格種別の変更手続は平成 2 年 1 月 25 日に行われていることがオンライン記録から確認でき、当該変更手続時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、20 歳ごろの 49 年* 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 52 年 5 月 17 日に払い出されていることが確認できること、申立人が所持する領収証書により、申立人は 52 年 9 月 27 日に当該時点で過年度納付することが可能な 50 年 7 月から 51 年 3 月までの保険料を納付していることが確認できるが、当該納付済期間については、大学在学

中の期間であることが判明したため、53年2月14日に還付処理が行われていることが還付整理簿により確認でき、還付理由及び当該還付整理簿の内容に不自然、不合理な点は認められず、還付記録の内容を疑わせる事情は見当たらない。また、還付整理簿の還付決定日については、納付日（52年9月27日）より前の52年1月24日と記載されている等の問題が存在するが、同整理簿の前後の記載年月日等から53年1月24日の誤記と考えられること、この期間より前の49年1月から50年6月までの期間については、時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の一部について保険料の還付を受けていなかったこと、及びその余の期間について保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人が所持する年金手帳により、申立人は昭和56年4月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間及び平成元年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から同年12月まで

私は国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、欠かさず国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は現年度納付している上、申立人が保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料は納付済みである。

また、昭和48年度までの前納等の納付状況が記載されている申立人の特殊台帳では、申立人が毎年6月に翌年5月までの一年間分の保険料を前納していることが確認でき、昭和45年6月の欄には不鮮明ではあるが前納と読み得る印影が確認できること、さらに、上記特殊台帳では、申立期間直後の46年1月から3月までの期間が未納となっているがオンライン記録では納付済みとされていることなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

私が入社した会社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、会社が国民年金の加入手続を行って、私が 20 歳になった昭和 56 年*月からの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が、同僚は納付済みとなっているのに、私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立人が 20 歳になった昭和 56 年*月から勤務する会社が厚生年金保険の適用事業所となる直前の 63 年 11 月まで、申立期間を除いてすべて納付済みとされており、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人と一緒に勤務していたとする同僚は、申立期間を含めて当該会社に入社した直後の昭和 57 年 4 月から 63 年 11 月までの保険料が納付済みであり、この同僚は、当該会社が給与から国民年金保険料を控除して納付してくれていたと証言している。

さらに、当該会社が厚生年金保険の適用事業所になった後に入社した申立人の上司も、当該会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった時期は、会社が従業員の給与から国民年金保険料を控除して納付していたと聞いていると証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月
② 昭和48年1月
③ 昭和48年5月から同年12月まで

私は、申立期間①及び②については、母からの進言などもあり、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。また、申立期間③については、仕事の都合で他県にいたが、定期的に帰京しており、届いていた納付書を使用し保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和48年10月から同年12月までの期間について、申立人は、「前職を退職した際の退職金と預金があり、納められる国民年金保険料は納めた。」と述べており、経済的にも困難な状況は見受けられない上、その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を数次にわたり適切に行い、保険料の納付意識の高さがうかがえるなど、申立内容に一定の整合性が見受けられる。

2 一方、オンライン記録によると、申立期間①及び②である47年4月及び48年1月の被保険者記録は、63年6月の記録追加により国民年金の加入期間とされた期間であり、申立期間当時は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和50年12月ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間①及び②当時において申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の

保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が曖昧^{あいまい}である。

申立期間③のうち、昭和 48 年 5 月から同年 9 月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、手帳記号番号が払い出された時点で時効により納付できない期間である。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③のうち昭和 48 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 43 年 4 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 39 年 4 月に当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を郵便局で納付した。申立期間②の保険料は、当時は生活も安定しており、前々年から付加保険料を継続して納付している。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていること、及び申立期間②の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、前後の期間は付加保険料を含め国民年金保険料は現年度納付されているなど、申立内容に不自然さはみられない。

一方、申立期間①については、申立人は、「昭和 39 年 4 月に当時居住していた区で国民年金に加入手続きを行った。」と主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は昭和 43 年 5 月ごろ申立人が加入したとする区の後に住民登録を行った区において任意加入被保険者として払い出されていることから、申立期間①については、さかのぼって被保険者資格を取得し、同期間の保険料を納付することはできない。また、申立人は現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していたとの記憶は曖昧であり、別の国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間①に係る国民年金保険料を郵便局において印紙検認により納付した。」と主張しているが、郵便局では印紙検認による保険料の納付はできないなど、当時の保険料の納付方法と相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料の納付方法等の記憶が

あいまい
曖昧である。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年7月から同年9月までの期間及び51年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで
② 昭和51年4月から同年6月まで

私の母は、私が20歳のときに、私の国民年金の加入手続きを行い、私が婚姻する昭和53年3月まで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は共に3か月と短期間である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年10月時点で、当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である上、保険料を納付していたとする申立人の母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の父親は、当該期間の保険料が納付済みとなっている。

さらに、申立期間②については、前後の保険料が納付済みであり、当該期間の前後を通じて申立人及び両親の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 54 年に海外から帰国した後、国民年金保険料の納付書が送られてきたため、翌年の 2 月末か 3 月にまとめて保険料を納付した。その後は継続して保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 6 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人が昭和 55 年 4 月に国民年金に任意加入した時期に元夫は就職しており、夫婦の生活は安定していたと認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①は、申立人は、当該期間に一括納付したとする保険料額及び納付期間に関する記憶が曖昧であり、当該期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間③は、申立人は、当該期間に納付した保険料の納付頻度、納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月から 43 年 9 月まで
② 昭和 44 年 4 月及び同年 5 月
③ 昭和 46 年 2 月から 50 年 10 月まで

私は、国民年金に加入してからは、海外に居住していた期間を除き、国民年金保険料を納付し続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、当該期間直前の6か月間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、当該期間当時居住していた市において集金人に保険料を納付していたと説明しており、その内容は、同市の当該期間当時の収納方法と合致しており、当該期間の保険料は現年度納付が可能であったなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①は、申立人は婚姻後居住した市で国民年金の加入手続を行うまでは保険料を納付していないと思うと説明しており、同市が保管する国民年金被保険者名簿では申立人の国民年金手帳の発行年月日は昭和 43 年 8 月 26 日と記載されていることから、この時点では当該期間の大部分は当該手帳発行日以前の期間であるほか、当該期間当時に別の国民年金手帳が発行されたことをうかがわせる事情も見当たらず、また、申立期間③は、申立人は海外から帰国後に居住した区及び市における保険料の納付方法、納付場所、保険料額、納付頻度等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月及び同年 5 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年1月まで
私は、昭和50年11月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料は母に納付を依頼し、納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年11月に払い出され、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間直前の63年4月から同年9月までの保険料は現年度納付されているほか、申立人が納付したとする保険料額は申立期間の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年1月まで
私の母は、私が学生のときに国民年金の加入手続をしてきて、私が一人暮らしを始めるまで、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間当時、家業を手伝い、両親と生計を同一にしており、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和39年4月に保険料の納付を開始して以降、申立期間を含め、60歳到達時までの保険料をすべて納付しており、申立人と同様、母親が保険料を納付していたとされる申立人の父親も厚生年金保険の被保険者資格を喪失した49年9月以降60歳到達時までの保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から61年9月まで

私は、飲食業を始めた昭和56年8月ごろに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金の未加入期間及び保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年1月から同年12月までの期間については、申立人は、58年分の確定申告書(控)を所持しており、当該申告書の社会保険料控除欄に記載されている「年金」の支払保険料額は、当該年の国民年金保険料額に一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和56年8月から57年12月までの期間及び59年1月から61年9月までの期間については、申立人は、当該期間の確定申告書については、交通事故に係る損失補償の資料として損害保険会社に提出し、返却されなかったとしており(当該損害保険会社では、資料の原本は預からず、その写しにより処理することとしているとして)、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から7年1月まで
② 平成7年4月から同年12月まで

私の母は、私が22歳のときに国民年金の加入手続きをしてくれ、20歳当初の1か月分の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれた。その後しばらくの間は保険料を納付しなかったが、私が大学を卒業した平成9年3月に未納となっていた保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は9か月と短期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和52年10月に国民年金に任意加入して以降、国民年金加入期間に未納は無く、60歳到達時以降も国民年金に任意加入し保険料を納付している。また、オンライン記録から、母親は、平成9年3月に申立人の申立期間①の保険料を納付（時効後の納付であったことから、当該納付済保険料は同年2月及び3月分の保険料に充当され、残余额は還付されている。）したことが確認でき、当該納付時点で申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、上記のとおり、当該期間の保険料は、時効後に納付されたことにより、充当及び還付処理されていることがオンライン記録から確認できるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで
私の夫は、会社を退職した後に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、それ以来、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。夫の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 48 年 3 月ごろに夫婦連番で払い出され、申立人及びその夫は、同年 2 月から保険料の納付を開始しており、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫は、申立期間を含め 60 歳到達時までの保険料をすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられず、申立人が申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成 15 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 29 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 15 年 9 月は 26 万円、同年 10 月から 17 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から 18 年 3 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を平成 18 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間③、④及び⑥から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を平成 15 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 19 万 1,000 円、16 年 12 月 24 日は 28 万 6,000 円、17 年 7 月 25 日は 19 万 1,000 円、同年 12 月 22 日は 16 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 1 日から 18 年 4 月 29 日まで
② 平成 18 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 25 日
④ 平成 15 年 12 月 25 日
⑤ 平成 16 年 7 月 23 日
⑥ 平成 16 年 12 月 24 日
⑦ 平成 17 年 6 月 30 日
⑧ 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務していた期間のうち申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際

に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。給料明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、当該期間も勤務していたので被保険者期間として認めてほしい。

さらに、申立期間③から⑧までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成15年9月から18年3月までの期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、15年9月は26万円、同年10月から17年8月までは28万円、同年9月から18年3月までは26万円に訂正することが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、上記給料明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立期間①のうち平成15年9月から18年3月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、上記給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、申立期間①のうち、平成15年4月から同年8月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が上記給料明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致、又は高いことが確認できることから、特例法による記録の訂正は行わない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び給料明細書から、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、オンライン記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成18年4月29日となっており、公共職業安定所及び社会保険

事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③、④及び⑥から⑧について、賞与明細書から、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③、④及び⑥から⑧までの標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成15年7月25日及び同年12月25日は19万1,000円、16年12月24日は28万6,000円、17年6月30日は19万1,000円、同年12月22日は16万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間⑤については、申立人自身が賞与は不支給であったと認めていることから、特例法による記録の訂正は行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、当該期間のうち、平成14年1月から15年3月までは22万円、15年4月から16年12月までは28万円及び17年1月から同年6月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月1日から平成17年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年1月から17年6月までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された平成14年、15年及び17年の給与所得の源泉徴収票及び市民税・県民税額証明書における保険料等の金額から算出した厚生年金保険料控除額から、14年1月から15年3月までは22万円、同年4月から16年12月までは28万円、17年1月から同年6月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額について、社会保険事務所（当時）に、給与所得の源

泉徴収票及び市民税・県民税額証明書における保険料等の金額に見合う報酬月額を届け出していないことを認めていることから、事業主は、社会保険事務所における記録どおりの報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和63年6月から平成13年12月までの期間については、A社は当時の資料を保管しておらず、また、申立人から給与支払明細書等の提出が無いことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社。現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和22年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年9月1日まで
② 昭和22年9月1日から23年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及び同社D支店に勤務していた期間のうちの申立期間②の加入記録が無い。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、C社から提出されたA社の申立人に係る職員台帳の記録から、申立人が当該期間を含め継続して同社に勤務していること及び申立人の妻から提出された申立人に係るB社の永年勤続の表彰状の記載内容から、申立人が当該期間を含む昭和22年9月から28年3月までA社D支店の経理課長兼総務課長として勤務していたことが確認できる。

一方、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年12月1日であり、当該期間は、適用事業所となっていない期間であるが、同社（本社）から同社同支店に21年5月又は22年8月に異動した2名の従業員については、同社同支店が適用事業所となった23年12月1日に同社同支店において被保険者資格を取得するまでの間、同社（本社）において継続して被保険者であったことが同社（本社）に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿及びオンライン記録により確認することができることから、申立人についても当該従業員と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、当該期間当時の状況を知る者はおらず、確認できる関連資料は無いとしていることから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、C社から提出されたA社の申立人に係る職員台帳の記録及び申立人の妻から提出された申立人に係るB社の永年勤続の表彰状の記録内容から判断すると、申立人は、当該期間を含め継続してA社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、上記職員台帳によると、申立人は昭和17年5月に「E国出張」と記録されており、申立人の妻及び子は、申立人が22年に日本に帰国してきたと供述しているところ、当時の労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は、日本本土に限られており、日本本土外は両法の適用範囲外となっていた。

また、C社は、当該期間の厚生年金保険に関する資料は無く、当時の状況を知っている者もないとしていることから、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除については確認することができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成17年12月16日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月16日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件14件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
12783	女		昭和31年生		55万円
12784	女		昭和48年生		41万円
12785	女		昭和44年生		42万円
12786	女		昭和50年生		55万円
12787	女		昭和52年生		30万円
12788	女		昭和51年生		31万円
12789	女		昭和55年生		24万円
12790	女		昭和53年生		24万円
12791	女		昭和47年生		28万円
12792	女		昭和53年生		31万円
12793	男		昭和28年生		20万円
12794	女		昭和51年生		30万円
12795	女		昭和51年生		28万円
12796	男		昭和43年生		20万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成18年7月7日の標準賞与額に係る記録を64万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細票（控）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細票（控）」において確認できる保険料控除額から、64万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年6月22日の標準賞与額に係る記録を110万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月22日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与計算書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与計算書」において確認できる保険料控除額から、110万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和39年4月9日から40年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年4月9日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月30日から39年2月1日まで
② 昭和39年3月1日から40年5月1日まで

A社(昭和40年11月8日にB社へ名称変更)に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。同社には、それぞれの期間も勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和39年4月9日から継続してA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人を記憶する従業員は、「申立人は正社員として、運転手をしていた。」旨供述している。

さらに、別の従業員は、「A社では請負の運転手はおらず、運転手は全員が正社員であった。」旨供述しているところ、申立期間②当時に、申立人と同様、運転手として勤務していたことが確認できた従業員のすべてについて、厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和39年4月9日から40年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における昭和40年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、事業主の連絡先も不明であることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、昭和 39 年 3 月 1 日から同年 4 月 9 日までの期間については、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から、申立人の当該期間に係る勤務を確認することができない。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表者の住所を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間①については、A社の従業員の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、上記従業員は、「自分は申立人と同じ昭和 39 年 2 月に厚生年金保険に加入しているが、実際の勤務は 38 年 6 月ごろからだ。当時の代表者は厚生年金保険に加入させてくれなかったため、従業員仲間で頼み込んで、39 年 2 月に加入することになった。」旨供述しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同年 2 月に 18 人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人のA社での厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 39 年 2 月 1 日となっており、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうちの昭和 39 年 3 月 1 日から同年 4 月 9 日までの期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事務所における資格取得日は昭和30年1月17日、資格喪失日は同年4月1日、また、B事務所における資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は31年11月27日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月ごろから31年12月ごろまで
駐留軍施設（A及びB事務所）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事務所が保管する厚生年金保険の個人別台帳によると、申立人と生年月日が2年相違する同姓同名の被保険者記録が確認でき、当該被保険者の資格記録は、A事務所においては、資格取得日は昭和30年1月17日、資格喪失日は不明、B事務所においては、資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は不明、資格取得日は31年10月1日、資格喪失日は同年11月27日と記録されていることが確認できる。

また、C事務所が保管する上記台帳には、上記の記録以外にD事務所における厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、当該記録は既に申立人の記録として申立人の基礎年金番号に統合済みであることがオンライン記録から確認できる。

一方、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と生年月日が2年相違する同姓同名の未統合の被保険者記録が確認できるとともに、当該被保険者記録は、A事務所においては、資格取得日は昭和30年1月17日、資格喪失日は同年4月1日、B事務所においては、資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は31年10月1日であることが確認できる。

また、A及びB事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日が2年相違する同姓同名の被保険者記録が確認でき、オンライン記録等から確認できた上記被保険者記録のほか、B事務所において、昭和31年10月1日に資格取

得した記録が確認できるが、当該被保険者記録では、厚生年金保険記号番号、標準報酬月額及び資格喪失日の欄が空白となっている。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和30年1月17日から31年10月1日までの期間については、オンライン記録等における申立人と生年月日が2年相違する同姓同名の未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の被保険者記録と認められ、また、申立期間のうち、同年10月1日から同年11月27日までの期間については、上記のとおり、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る年金記録の管理が十分に行われていたとは認められないことから、事業主は、申立人が、同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出及び同年11月27日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和30年1月17日から31年11月27日までの期間における標準報酬月額については、申立人と生年月日が2年相違する同姓同名のオンライン記録等から、1万2,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和28年12月ごろから30年1月17日までの期間及び31年11月27日から同年12月ごろまでの期間については、C事務所が保管する厚生年金保険の個人別台帳に申立人の当該期間に係る記録は確認できず、同事務所は、被保険者記録が確認できない期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

また、申立人及び同僚は、当該期間において厚生年金保険料が控除されていたことについては覚えていないとしている。

さらに、申立人が所持する写真に写っている複数の従業員について申立人及び同僚に照会したが、氏名又は所在を特定することができず、当該従業員から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和26年4月3日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月3日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に工場間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社C工場における資格喪失日は昭和26年4月3日と記録されているが、その原因欄には「転勤」と記載されており、また、同社の同僚及び従業員の供述並びにB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間に、A社D工場に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社D工場は、昭和26年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

一方、申立人と同様、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所になる前に、同社同工場に異動してきた複数の従業員については、同社本社において厚生年金保険の資格記録があることが確認できることから、当該従業員のうちの一人は、「同社D工場に転勤する際に、いったん同社本社に籍を置いた。」旨供述し、別の複数の従業員は、「同社本社で勤務した記憶は無い。」旨供述していることから、同社は、同社D工場が厚生年金保険の適用事業所になる前は、従業員の厚生年金保険の届出を同社本社において行っていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和 26 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 4 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び申立期間②のうち平成5年11月1日から8年1月25日までの期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、3年10月から4年6月までは26万円、同年8月は24万円、5年11月は28万円、同年12月は53万円、6年1月から同年7月までは28万円、同年8月は36万円、7年1月は14万2,000円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は19万円、同年12月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成8年1月25日から同年2月11日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年10月1日まで
② 平成5年11月1日から8年2月11日まで

A社に勤務した一部期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額より著しく低い額となっており、また、資格喪失日も実際に勤務していた期間と違っている。給与明細書は保管していないが、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち平成5年11月1日から8年1月25日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行

われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成4年1月から同年6月まで、同年8月、5年11月から6年8月まで、7年1月から同年4月まで及び同年12月の標準報酬月額については、A社から提出された4年分から7年分までの所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、4年1月から同年6月までは26万円、同年8月は24万円、5年11月は28万円、同年12月は53万円、6年1月から同年7月までは28万円、同年8月は36万円、7年1月は14万2,000円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は19万円、同年12月は36万円に訂正することが妥当である。

また、平成3年10月から同年12月までの標準報酬月額については、A社は、申立人に係る同年の所得税源泉徴収簿を保管していないが、申立人と同じ営業職に従事し、同様に同年10月の定時決定において、標準報酬月額が減額されている同僚から提出のあった同年11月の給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、定時決定前の標準報酬月額と同額であることから判断して、申立人についても、当該期間において定時決定前と同額の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたと認められる。したがって、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、平成4年7月及び同年9月の標準報酬月額については、オンラインに記録されている申立人の標準報酬月額が、上記源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成6年9月及び同年12月の標準報酬月額については、オンラインに記録されている申立人の標準報酬月額が、上記源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していることから、特例法による記録訂正は行わない。

さらに、平成6年10月及び同年11月、7年5月から同年11月までの標準報酬月額については、A社の事業主は、厚生年金保険料を控除していないと回答しており、このほかにも申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②のうち、平成8年1月25日から同年2月11日までの期間について、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった申立人に係る同年分の所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間に同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 1 月 20 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 6 年度市民税・都道府県民税納税通知書により、申立期間に申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する 53 万円と記録されていたが、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 6 年 1 月 26 日）の後の平成 7 年 1 月 30 日付けで、5 年 4 月 1 日に遡^{そく}及^くして 8 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A 社の商業登記簿謄本により、申立人は平成 5 年 9 月 21 日に同社の取締役^{とくさつやく}に就任していることが確認できるが、当時の同社の代表取締役は、申立人は、名義だけの取締役であり、経理や社会保険手続についての権限は無かったとしている上、当該訂正処理について、申立人に同意を求めたこと及び同意を得たことは無いとしている。

加えて、申立人に係る雇用保険の記録により、申立人の標準報酬月額が遡^{そく}及^くして減額訂正処理された平成 7 年 1 月 30 日には、申立人は、既に A 社を退社し、別事業所である B 社で勤務していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A 社が適用事業所に該当しなくなった日の後に行われた当該訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと考え難く、当該訂正処理に合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があつ

たとは認められず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年6月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月16日から同年6月14日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成8年6月13日まで継続して勤務しており、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が平成6年8月1日から8年6月13日までの期間、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の複数の取締役は、申立人は、同社に事務担当の正社員として継続して勤務し、正社員は給与から厚生年金保険料を控除されていたとしており、申立人についても給与から保険料が控除されていたと供述している。

さらに、複数の元同僚は、申立人は在職中に業務内容や勤務形態に変更は無かったとしている。

加えて、上記の取締役は、A社における正社員の社会保険の取扱いについて、厚生年金保険の資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日であったとしており、申立人が記憶している元同僚6人のうち、5人は離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となっていることが確認できる。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年4月の社

会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和60年8月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の代表取締役の「申立人の退職日は、昭和60年8月31日であり、同年8月の厚生年金保険料を控除していたと思う。」との回答により、申立人は同年8月31日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したと回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和60年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 4 月 28 日は 65 万 9,000 円、同年 12 月 15 日は 51 万 4,000 円、19 年 4 月 27 日は 65 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 28 日
② 平成 18 年 12 月 15 日
③ 平成 19 年 4 月 27 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表（賞与）により、申立人は、平成 18 年 4 月 28 日、同年 12 月 15 日及び 19 年 4 月 27 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記月別給与一覧表（賞与）に

において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年4月28日は65万9,000円、同年12月15日は51万4,000円、19年4月27日は65万7,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成13年4月1日と記録され、現在も被保険者期間が継続しており、同日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明したので、同社に相談した。同社は、申立人の被保険者資格取得日の訂正届を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し、A社の回答及び同社から提出された人事通報により、申立人は平成13年4月1日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は「申立期間の厚生年金保険料を控除していたが、申立人に係る資格取得日の記載を誤った。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成13年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年6月30日は30万円、同年12月8日、19年7月10日及び同年12月10日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月30日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月10日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成18年6月30日、同年12月8日、19年7月10日及び同年12月10日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月30日は30万円、同年12月8日、19年7月10日及び同年12月10日は35万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 6 月 30 日は 25 万円、同年 12 月 8 日、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 30 日
② 平成 18 年 12 月 8 日
③ 平成 19 年 7 月 10 日
④ 平成 19 年 12 月 10 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成 18 年 6 月 30 日、同年 12 月 8 日、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 6 月 30 日は 25 万円、同年 12 月 8 日、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日は 30 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年6月30日は23万5,000円、同年12月8日、19年7月10日及び同年12月10日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月30日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月10日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成18年6月30日、同年12月8日、19年7月10日及び同年12月10日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月30日は23万5,000円、同年12月8日、19年7月10日及び同年12月10日は25万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 12 月 8 日、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日は 23 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 8 日
② 平成 19 年 7 月 10 日
③ 平成 19 年 12 月 10 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成 18 年 12 月 8 日、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日に、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 12 月 8 日、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日は 23 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、こ

れを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成 19 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 17 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成 19 年 12 月 10 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成 19 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 18 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成 19 年 12 月 10 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、18 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び同社から提出された社員異動歴により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和48年4月1日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月13日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年5月13日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年12月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間は同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述により、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社で申立人と同じ業務を行っていたとする同僚については、全員に厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人と業務内容及び勤務期間がほぼ同じで、同郷の同僚は、申立人と同時期に入社したとしているところ、昭和32年5月13日にA社において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和32年5月13日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における同年代の同僚の当該期間に係る標準報酬月額の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解

散しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年4月1日から同年5月13日までの期間については、同年代でほぼ同時期に入社したとする複数の同僚が同年5月13日にA社において厚生年金保険の資格を取得していることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 50 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 41 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで

オンライン記録の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 41 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月に 41 万円から 50 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（50 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（41 万円）となっている。

しかしながら、A社の賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の標準報酬月額に係る届出を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時

効により消滅した後に標準報酬月額の訂正に係る届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成19年3月から20年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から同年8月1日まで

ねんきん特別便でA社に勤務した期間のうち、申立期間について給与明細書にある支給額より低額の標準報酬月額になっていることに気付いた。控除されている保険料額は、支給額に見合っているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が保管する給与明細書から、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、控除されている保険料額が給与明細書にある支給額に見合っているが、オンライン記録の標準報酬月額が支給額より低額になっていると申し立てている。

これについて、A社は、申立人から提出された給与明細書が同社のものかどうかは不明としており、給与台帳の保管期限も経過して破棄されているため、当該保険料が給与から控除されていたか確認できないとしている。

しかし、A社本社の当時の給与担当者を含む従業員5名が、申立人が提出した給与明細書は同社のものとしており、そのうちの3名から参考資料として提出された各自の給与明細書により、申立人の給与明細書が同社のものであると判断できることから、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社が加入している厚生年金基金の加入員台帳において標準報酬月額が30万円となっていることから、申立人の標準報酬月額を30万円として届出を行い、その結果、社会保険事

務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和58年1月1日、資格喪失日が59年1月1日とされ、当該期間のうち、58年12月31日から59年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月31日から59年1月1日まで

昭和58年12月31日付けでA事業所を退職した。同事業所に確認したところ、資格喪失日を誤った日付で届け出たことを認め、社会保険事務所（当時）に資格喪失日を59年1月1日に訂正する旨の届出を行った。申立期間が年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和58年1月1日、資格喪失日が59年1月1日とされ、当該期間のうち、58年12月31日から59年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A事業所から提出された申立人に係る退職起案書及び事業所回答結果から判断すると、申立人が、同事業所に昭和58年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和58年11月

の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年5月7日に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして、資格喪失日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録と一致していないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は24万円と記録されているところ、A社が加入するB厚生年金基金の加入員記録及び厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その主張する53万円と記録されている。

また、B厚生年金基金は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA研究所（現在は、B事業所A研究所）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで
A研究所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。私は同所に昭和48年3月31日まで在職し、厚生年金保険料を控除されていた。在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が提出した在職証明書により、申立人がA研究所に昭和48年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、B事業所A研究所は、「退職月における厚生年金保険料は最終の給与から控除しており、申立人についても同様に控除がなされていたと考えられる。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA研究所における昭和48年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に

充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、19万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月1日から同年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額より低い。給与明細書を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の給与明細書により、申立人が主張する標準報酬月額（19万円）に見合う厚生年金保険料額が給与から控除されていることが確認できる。

一方、A社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届では、報酬月額の合計額に18万8,000円、標準報酬月額は18万円と記載されている。しかし、当該報酬月額により正しい標準報酬月額は19万円である。

このことから、社会保険事務所(当時)は、平成19年3月1日付けで、申立人に係る上記資格取得届の記載内容を十分確認せず、標準報酬月額を18万円に決定したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、19万円であるにもかかわらず、社会保険事務所は、事務処理を誤って標準報酬月額を決定したと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社労働組合における資格取得日に係る記録を昭和28年11月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月18日から29年5月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間からは労働組合専従となったが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及び同社労働組合から提出のあった在籍証明書により、申立人がA社及び同社労働組合に継続して勤務し(昭和28年11月18日に同社から同社労働組合に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年10月の社会保険事務所(当時)の記録及び同社労働組合における29年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月21日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る辞令書及び従業員台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年12月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和50年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日であり、資格喪失日は21年8月31日であると認められることから、申立人の同社同工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年8月31日まで
② 昭和24年1月1日から28年5月1日まで

A社B工場に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務したのは確かなので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社B工場における厚生年金保険の被保険者資格記録は、同社同工場に係る事業所別被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の被保険者資格の取得日が昭和19年10月1日、月額変更が20年2月1日とそれぞれ記録されているものの、喪失日が記録されていない。

また、申立人は、「申立期間①当時、A社B工場では、船舶のディーゼルエンジンを作製していた。」と述べており、このことは同社の社史の内容と符合する。

さらに、申立人は、「昭和21年8月の復員後、A社B工場で数日間働き、同月に退職届を提出し同月末ごろに退職した。その際、退職金の話が出たが、同社の経営状態が良くなかったので支給されないままになってしまった。」と述べており、その内容は具体的であり信憑性が高いものと考えられる。

加えて、年金事務所は、「事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に申立人の資格喪失日が記載されていないことについての経緯は不明である。」と回答

している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）におけるA社B工場の被保険者記録の管理に不備があったと考えられ、申立人の資格喪失処理に係る記録は適正なものとは認められず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年8月31日とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間②については、商業登記簿謄本によれば、C社は昭和24年2月2日付けで登記され、申立人は取締役と記載されており、申立期間②当時、同所に在籍していたことがうかがえる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同所は昭和24年1月1日付けで厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、株式会社C社と名称変更が行われるまでは、社会保険事務所の記録上は個人事業所となっている。

また、厚生年金保険法においては、個人事業主は制度上、厚生年金保険の被保険者となることは、なることができず、前述の被保険者名簿によると、C社を兄弟3人で立ち上げたとされているが、申立人の二人の兄は同所の新規適用時に被保険者となっているものの、申立人が被保険者となった記録は無い。

これらのことを踏まえると、申立人がC社の個人事業主として同所に係る厚生年金保険の任意包括適用事業所の届出を行ったものとするのが自然である。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支部における資格取得日に係る記録を昭和29年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月30日から同年10月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社保管の職員原簿から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和29年9月30日に同社D支部から同社C支部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支部における昭和29年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年12月30日に訂正し、申立人の申立期間②の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間③の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

申立期間④について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和56年9月18日であると認められることから、申立期間④の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和56年4月から同年8月までの標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間④のうち、昭和56年9月18日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（昭和56年9月18日）を同年11月1日に訂正し、申立人の同年9月及び同年10月の標準報酬月額の記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤について、申立人のB社における資格喪失日は昭和57年9月22日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和57年6月から同年8月までの標準報酬月額については34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月1日から同年11月1日まで

- ② 昭和 55 年 12 月 30 日から 56 年 3 月 1 日まで
- ③ 昭和 56 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
- ④ 昭和 56 年 4 月 30 日から同年 11 月 1 日まで
- ⑤ 昭和 57 年 6 月 30 日から 58 年 8 月 1 日まで

C社で勤務した申立期間①、A社で勤務した申立期間②及び④、B社で勤務した申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。C社、A社、B社と会社間の異動はあったが、3社には継続して勤務をしていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社で勤務した申立期間③の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、A社の本社取締役、申立人の所属する営業所の従業員及び同社に勤務した複数の従業員の供述から判断すると、申立人は同社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和 55 年 12 月 30 日にC社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における後述による訂正後の昭和 56 年 3 月の社会保険事務所の記録から、22 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 56 年 2 月 1 日であり、申立期間②のうち 55 年 12 月 30 日から 56 年 2 月 1 日までの期間は適用事業所とはなっていないことが確認できる。しかし、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は 55 年 12 月 8 日に法人設立の登記が確認でき、また、複数の従業員は、「社名は変わっても社員は同じ条件で雇用され、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述しており、当該期間において、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間においてA社は、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）である昭和 56 年 4 月 30 日より後の異なる日付で、申立人を含む多数の者の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、同年 9 月 18 日付けで、当該期間の標準報酬月額が 7 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正が行われたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間③の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が

社会保険事務所に当初届け出た、22万円に訂正することが必要である。

申立期間④のうち昭和56年4月30日から同年9月18日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間にA社に勤務していることが確認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人は、同年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、当該被保険者名簿、A社は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が同年9月18日付けでなされているが、全喪日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録が、同年9月18日付けで、同年4月30日にさかのぼって訂正されている者が多数確認でき、かつ、当該訂正前の記録から、同日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同年4月30日に適用事業所でなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が当該喪失処理を行った同年9月18日であると認められる。

また、昭和56年4月から同年8月までの標準報酬月額については、上記訂正後の同年3月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

申立期間④のうち、昭和56年9月18日から同年11月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の「社名は変わったが、同じ会社で住所も変わらず、業務内容も同じであり、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」旨の供述から判断すると、申立人がA社に当該期間に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和56年9月及び同年10月の標準報酬月額については、上記訂正後の同年8月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、当該期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、上記従業員等の供述から、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤について、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和56年12月11日から57年10月31日まで、B社に勤務していることが確認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人は、同年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、当該被保険者名簿によると、B社は、昭和57年8月31日に厚生年金保険の

適用事業所ではなくなった旨の処理が同年9月22日になされているが、全喪日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同年8月31日にさかのぼって処理されている者が多数存在しており、かつ、当時の役員の従業員数に関する供述により、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同年8月31日に適用事業所でなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記喪失処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が当該喪失処理を行った昭和57年9月22日であると認められる。

また、昭和57年6月から同年8月までの標準報酬月額については、B社における同年5月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤のうち、昭和57年9月22日から58年8月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人がB社に57年10月31日まで勤務していたことは認められるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、上述の同僚等からも、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除等に関する供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、申立人は、C社に昭和54年3月1日から勤務していたと申し立てているが、同社での雇用保険の加入は、取得日が同年11月1日と記録されており、申立期間①の勤務が確認できず、当該雇用保険の加入記録は厚生年金保険の記録とも一致している。

また、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和54年5月22日と記録され、申立期間①のうち同年3月1日から同年5月22日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、C社の複数の従業員は、厚生年金保険には入社してから3か月から6か月後に加入した旨供述をしており、当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間③の申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和56年9月18日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和56年4月から同年8月までの標準報酬月額については7万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和56年9月18日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（昭和56年9月18日）を同年11月1日に訂正し、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和28年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和55年8月7日から同年12月30日まで
② 昭和55年12月30日から56年3月11日まで
③ 昭和56年4月30日から同年11月1日まで

B社で勤務した申立期間①、A社で勤務した申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。B社、A社と会社名の変更はあったが、両社には継続して勤務をしていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間にA社に勤務していることが確認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、上記被保険者名簿では、A社は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が同年9月18日付けでなされているが、同社が適用

事業所でなくなった日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録が、同年9月18日付けで、同年4月30日にさかのぼって訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正前の記録から、同年4月30日以降においても、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が、同年4月30日に適用事業所でなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が当該処理を行った同年9月18日であると認められる。

また、昭和56年4月から同年8月までの標準報酬月額については、A社における同年3月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、昭和56年9月18日から同年11月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の「社名は変わったが、同じ会社で住所も変わらず、業務内容も同じであり、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」旨の供述から判断すると、申立人がA社に当該期間に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和56年9月及び同年10月の標準報酬月額については、上記訂正後の同年8月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、当該期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、上記従業員等の供述から、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、B社に昭和55年8月7日から勤務していたと申し立てているが、同社での雇用保険の加入記録は無く、申立期間①の勤務が確認できない。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名が、厚生年金保険には入社してから3か月から6か月後に加入した旨供述しており、当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、A社における従業員の供述から、期間までは特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和56年2月1日であり、申立期間②のうち55年12月30日から56年2月1日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、雇用保険の資格取得日は昭和56年3月11日と記録され、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間②に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名が、厚生年金保険には入社してから3か月から6か月後に加入した旨供述しており、当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。関連会社への異動はあったが継続して勤務し、給与は同社より受け取っていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事名簿により、申立人は、A社及び関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年9月1日であることが確認できる。このことについて、B社は、「C社は営業時のあいさつ品を扱う会社として立ち上げ、給与部門の体制が整うまではA社が代理で給与手続を行うとともに、厚生年金保険料の控除も行っていった。」と回答しているところ、同社から提出された同年8月分給与明細表において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細表において確認できる保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付してい

ないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年6月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月12日から6年6月1日まで

A社に勤務した申立期間のうち、厚生年金保険の加入記録の一部が欠落しており、また、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立期間当時のA社の代表取締役及び従業員の供述から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社における申立人の資格喪失日は、当初、平成6年6月1日と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年5月31日）の後の7年2月6日付けで、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった処理がなされ、また、同日付けで申立人の資格喪失日を6年5月31日にさかのぼって訂正処理していることが確認できる。

しかしながら、A社は、同社に係る商業登記簿謄本から、申立期間においても法人事業所であり、また、オンライン記録から、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において従業員を雇用していたことが確認でき、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によれば、当初、32万円と記録されていたが、平成7年2月6日付けで8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

加えて、申立人と同様に平成7年2月6日付けで、A社に係る被保険者資格及び標準報酬月額の記録をさかのぼって訂正処理された者は、申立人を含め6人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所において、上記の資格喪失日及び標準報酬月額の訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は、有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た平成6年6月1日であると認められ、申立期間に係る標準報酬月額についても、当初届け出た32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の〈標準賞与額（訂正前額）〉（別添一覧表参照）とされている。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年12月7日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違している。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件9件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額(訂正前額)	標準賞与額(あつせん額)
12862	女		昭和19年生		133万 4,000円	150万 円
12863	男		昭和18年生		136万 4,000円	150万 円
12864	女		昭和46年生		89万 3,000円	106万 円
12865	女		昭和42年生		83万 3,000円	97万 6,000円
12866	女		昭和52年生		89万 円	105万 7,000円
12867	女		昭和20年生		68万 3,000円	80万 円
12868	女		昭和34年生		4万 1,000円	5万 円
12869	女		昭和55年生		4万 1,000円	5万 円
12870	男		昭和55年生		4万 1,000円	5万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年3月22日、資格喪失日に係る記録を52年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を50年3月から同年9月までは7万2,000円、同年10月から52年1月までは8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月22日から52年2月1日まで

今から3、4年ほど前、A社に勤務した記録が無いことに気付き、社会保険事務所（当時）で調べてもらったが分からないままだった。同社では給与から厚生年金保険料を控除されていたので申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和57年10月ごろに作成した履歴書及びA社の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚が記憶している申立人と同時期にA社に勤務していた従業員には、すべて厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる上、申立期間当時の役員は、「申立人だけ厚生年金保険に加入していないのは不自然である。」と供述している。

さらに、申立人及び同僚が供述したA社の当時の従業員数と、同社に係る事業所別被保険者名簿における厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、申立期間当時、同社において、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間と同時期に申立人と勤務していた同僚の標準報酬月額の記録から、昭和50年3月から同年9月までは7万2,000円、同

年10月から52年1月までは8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年3月から52年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年5月1日まで
ねんきん特別便を見て、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社へは高校卒業後アルバイトで昭和33年4月1日前から勤務していたので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和58年度永年勤続表彰被表彰者名簿及びB社から提出された個人基本情報照会により、申立人がA社に昭和33年4月1日から勤務していたことが確認できる。

また、同名簿により、入社年月日が昭和33年4月1日となっている者が申立人を除き30名いるが、オンライン記録によると、そのうち21名は同日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社では、「申立人の資格取得日について、昭和33年4月1日にすべきところ、同年5月1日になっている事情は分からないが、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明

としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て
どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ
いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められ
ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年1月31日から同年2月1日まで

A社(現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社から提出された在籍証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和33年2月1日にA社B鉱業所から同社C鉱業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B鉱業所における昭和32年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和33年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和45年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月16日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年11月16日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年12月のオンライン記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同協会には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA協会から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同協会に継続して勤務し（昭和50年5月31日に同協会本部から同協会B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協会B事業所における昭和50年6月のオンライン記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、26万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月13日から同年7月1日まで
A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、厚生年金基金の加入員記録と相違していることが分かった。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、C企業年金基金から提出されたC厚生年金基金加入員台帳では26万円と記録されており、C健康保険組合の資格台帳簿でも26万円と記載されていることが確認できる。

また、C企業年金基金では、申立期間当時、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への被保険者資格取得届等の様式は複写式であったと供述している。

さらに、申立人から提出された平成4年4月分及び同年5月分の給与明細書により、26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における資格喪失日は、平成6年7月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については36万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録及びA社における資格取得日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年1月及び同年2月は50万円、同年3月は56万円とすることが必要である。

なお、B社の事業主が申立人に係る申立期間②のうちの平成7年1月及び同年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、A社の事業主は、申立人に係る申立期間②のうちの平成7年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③に係るA社における資格喪失日は、平成7年7月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年6月の標準報酬月額については、56万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月31日から6年7月1日まで
② 平成7年1月30日から同年4月1日まで
③ 平成7年6月21日から8年4月ごろまで

A社及びB社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社は、実態は同一会社であり、各申立期間とも継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月31日より後の6年7月22日に、さかのぼって5年12月31日として処理が行われているほか、申立人以外にも、同社が適用事業所でなくなった日以降に資格喪失日をさかのぼって訂正されている者がいることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成6年7月1日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成5年11月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間に係る平成6年7月1日から7年2月28日まではB社に勤務し、同年3月1日から8年3月30日まではA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の申立期間②以外の平成5年5月1日から6年6月30日までの期間において、雇用保険の加入記録では、5年5月6日から6年6月30日まではA社で被保険者となっているが、オンライン記録では、5年5月1日から同年7月1日まではB社において、同年7月1日から同年12月31日まではA社において厚生年金保険の被保険者となっており、また、同社の事業主が、同年12月15日から7年1月30日までB社で厚生年金保険の被保険者となっており、申立人以外の複数の従業員が両社を異動していることから、両社は関連会社であったことがうかがえる。

一方、オンライン記録から、A社が再び厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成7年4月1日であり、当該期間において適用事業所とはなっていないが、同社は商業登記簿謄本によると、昭和63年4月18日に設立されていることが確認でき、申立人及び複数の従業員が平成7年3月1日から雇用保険の被保険者資格を取得していることから、少なくとも同日以降は適用事業所としての要件を満たしていると認められる。

また、オンライン記録では、申立人を含む従業員14人のB社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成7年3月30日付けでさかのぼって同年1月30日と処理されていることが確認でき、当該従業員全員がA社で同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、そのうちの複数の従業員が、B社を同年1月29日で退職したわけでもなく、同社及びA社に継続して勤務し、勤務形態や給与の支給も変更は無く、当該期間も厚生年金保険料を控除されていたと供述していることから、申立人は、当該期間において両社から厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し（平成7年3月1日にB社からA社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成7年1月及び同年2月はB社におけ

る6年12月のオンライン記録から50万円、7年3月はA社における同年4月のオンライン記録から56万円とすることが妥当である。

なお、B社の事業主が申立人に係る申立期間②のうちの平成7年1月及び同年2月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社の事業主からの回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ないとともに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、A社の事業主が申立人に係る申立期間②のうちの平成7年3月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社の事業主から回答は無いが、同社は適用事業所としての要件を満たしているものの、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成7年7月1日と記録されていたが、他の従業員7人と共に、8年4月8日付で7年6月21日に訂正処理されていることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②のうち、平成7年6月21日から8年3月30日までの期間、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社の従業員が、事業主は社会保険事務所から保険料納付の件で呼出しを受けていたと供述していることから、当時、同社には社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、訂正前のオンライン記録から、平成7年7月1日とすることが必要である。

また、平成7年6月の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、56万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、平成7年7月1日から8年4月ごろまでについては、申立人と同様に当初の被保険者資格喪失日が7年7月1日と記録されていた従業員の雇用保険の加入記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者資格喪失日より後の離職日である者が3人確認できる。

また、申立人及び上記3人の従業員に照会したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日より後の厚生年金保険料の控除について、給与明細書等の関係書類を保有しておらず、明確な供述も得ることができなかった。

なお、A社の事業主に照会したものの回答は無く、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和38年4月8日から同年5月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年5月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び申立期間③のうち昭和38年4月8日から同年5月10日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

さらに、申立期間④のうち、昭和38年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年6月は3万3,000円、同年8月及び同年9月は3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和36年2月24日から同年2月27日まで
③ 昭和38年4月8日から同年5月28日まで
④ 昭和38年5月10日から同年12月11日まで
⑤ 昭和40年1月31日から同年2月10日まで
⑥ 昭和40年8月

A社に勤務した申立期間①及び②、B社に勤務した申立期間③、C社に勤務した申立期間④のうちの昭和38年12月並びにD社に勤務した申立期間⑤及び⑥の加入記録

が無い。しかし、それぞれの会社で厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書を持っているので、申立期間①から⑥までにおいて厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、C社に勤務した申立期間④の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違しているので、申立期間④の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された、A社の賃金計算書から、申立人は、昭和35年9月1日から同社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、賃金計算書の厚生年金保険料控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③について、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、申立期間③のうち昭和38年4月8日から同年5月10日までの期間について、B社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち昭和38年5月10日から同年5月28日までの期間について、上記給与明細書から、同年5月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、オンライン記録から、昭和38年5月10日からC社において被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が当該期間について、B社に勤務していたことを確認することができない。

なお、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、同年 5 月は、申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

- 3 申立期間④について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された C 社作成の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間④のうち、昭和 38 年 6 月は 3 万 3,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、昭和 38 年 5 月、同年 7 月、同年 10 月及び同年 11 月について、上記給与支払明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は当該標準報酬月額より低い額であることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、昭和 38 年 6 月、同年 8 月及び同年 9 月の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④のうち昭和 38 年 12 月について、上記給与支払明細書から、同年 12 月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の資格喪失日は昭和 38 年 12 月 11 日であることから、厚生年金保険法第 19 条及び同法第 14 条の規定により、同年 12 月は申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間について、C 社における厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

- 4 申立期間②について、申立人から提出された A 社の賃金計算書により、昭和 36 年

2月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、当該期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務期間や厚生年金保険の適用状況について不明である旨回答しており、申立人が申立期間②について、同社に勤務していたことを確認することができない。

なお、申立人の資格喪失日は昭和36年2月24日であることから、厚生年金保険法第19条及び同法第14条の規定により、同年2月は申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

5 申立期間⑤について、申立人から提出されたD社作成の給料支給明細書により、昭和40年1月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のD社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和40年1月1日に被保険者資格を取得し、同年1月31日に被保険者資格を喪失し、同年2月10日に再度被保険者資格を取得しており、同年1月及び同年2月の被保険者記録が確認できる。

また、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているほか、申立人は、同僚を記憶していない。

これらのことから、D社における申立人の申立期間⑤当時の勤務状況を確認することができない。

このほか、申立人の勤務状況を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑤において厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

6 申立期間⑥について、申立人から提出された、昭和40年2月から同年8月までの期間におけるD社作成の給料支給明細書によると、当該期間に支給された各月の給与から7か月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これに対して、オンライン記録によれば、申立人のD社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和40年2月10日と記録され、同年8月18日に被保険者資格を喪失するまでの被保険者期間は、同年2月から同年7月までの6か月とされている。

なお、申立人の資格喪失月は昭和40年8月であることから、厚生年金保険法第19条及び同法第14条の規定により、同年8月は申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑥において厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から53年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和54年3月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の父親は、現年度納付が可能であった53年4月以降の保険料を納付したものと考えられること、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿には、53年度以降納付の記載があるが、52年度以前は空欄であることが確認できることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、父親から昭和54年10月の婚姻時に受け取ったとする年金手帳を1冊所持しているが、ほかに手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月まで

私は、区の出張所で国民年金の加入手続をし、昭和 61 年 10 月から国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金手帳に自身が記載した「61 年 10 月から入金」のメモがあることから、申立期間当時に国民年金の加入手続を行い、61 年 10 月からの申立期間の保険料を 4～5 回に分割して納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 63 年 8 月に払い出されており、申立人は同年 4 月分までさかのぼって現年度保険料を納付していること、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人が納付したとする区の出張所及び郵便局のうち区の出張所では過年度保険料の収納を行っていなかったこと、4～5 回に分割して納付したとする過年度保険料について、国庫歳入金として収納する社会保険事務所（当時）がそのすべてについて、連続して収納事務処理誤りをしたとは考えられないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年1月までの期間及び3年11月から4年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月から平成元年1月まで
② 平成3年11月から4年10月まで

私は、会社を退職した都度国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、離職時の国民年金の加入手続及び保険料の納付場所、納付方法、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年5月ごろに払い出されており、当該払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人はさかのぼって保険料を納付したことはないと説明していること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、上記の手帳記号番号払出時期の当該期間直前の平成3年4月から同年10月までの保険料を納付しているが、申立期間①と同様、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、4年11月に結婚し、翌12月に入籍しており、これに伴う第3号被保険者の届出手続については、結婚当時ではなく、10年6月に行っており、それまでの厚生年金保険加入者の配偶者であった期間の保険料を納付済期間にする救済措置実施期間（7年4月1日～9年3月31日）後であったため、この届出時点で第3号被保険者期間とされたのは8年5月以降であり、その前の配偶者期間であった申立期間直後の期間は、第3号被保険者の特例

届出制度が新たに設けられた制度改正後の17年4月に第3号被保険者の届出が行われており、当該期間当時、必ずしも国民年金に対する関心は高くなかったと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から62年2月までの期間、平成2年12月及び4年10月から5年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月から62年2月まで
② 平成2年12月
③ 平成4年10月から5年4月まで

私は、昭和61年3月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成7年5月ごろに払い出されており、5年5月以降の過年度保険料は納付されているが、当該払出時点では、申立期間は終期の1か月を除き、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録から申立期間の前後の期間の厚生年金保険加入期間が7年5月に記録整備されたことにより申立期間が未納期間となったことが確認でき、それまでは、申立期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月まで

私の両親は、私が大学生だった時に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親は、加入手続及び申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、母親からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人の姉も、学生の期間は国民年金に未加入であることなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 2 年 3 月まで
私の母は、私が大学に在学中であった昭和 63 年 3 月に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間は、未加入期間とされており、申立人が現在所持している年金手帳においても、初めて被保険者となった日が平成 2 年 4 月 1 日と記載されている。以上のことに併せ、申立人は申立期間は学生であったことから、当該期間は国民年金の任意加入期間であり、国民年金の加入手続が行われなかったものと推測できる。

加えて、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母は、「昭和 63 年 3 月に申立人の国民年金の加入手続を行った。」と述べているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 6 年 4 月ごろに払い出されていることが確認でき、また、手帳記号番号の払い出しの時点である平成 6 年 4 月以前に、申立人の手帳の記号番号が払い出された記録は見当たらない。

このほか、申立人の母が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年2月まで

私は、申立期間は海外に渡航していたが、私の母が私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の国民年金が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の申立期間の国民年金保険料は、母が納付してくれていたはずである。」と主張しているが、オンライン記録によれば、申立人は、平成14年10月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、15年3月6日に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間として管理されていることから、当該期間は、制度上、保険料を納付することができない期間であるが、平成14年10月に納付された申立期間を含む同年10月から15年3月までの期間の保険料が過誤納とされていることが確認できる。そのため、同年11月に当該納付額の一部が申立期間直前の同年6月から9月までの期間の保険料に充当され、残金は申立人に還付されていることが確認できる。これらのオンライン記録の内容に不自然な点は見られない。

加えて、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする申立人の母は死亡しているため、申立人の国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から59年1月までの期間及び昭和61年8月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月から59年1月まで
② 昭和61年8月から62年6月まで

私は、会社を退職するたびに、必ず、国民年金の加入手続と国民健康保険の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年8月ころに払い出されている上、申立人の所持する年金手帳によれば、国民年金の初めて被保険者となった日は平成3年8月21日と記録されており、申立期間①及び②は未加入期間であることが確認でき、当該期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。また、申立人は、「他の年金手帳を所持した記憶が無い。」と述べている上、申立人が申立期間①及び②当時に居住していた市において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付方法の記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年2月までの期間、47年11月から51年4月までの期間、51年9月から52年6月までの期間、52年12月、53年4月、53年10月、53年12月、54年4月及び54年9月から55年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年3月から47年2月まで
② 昭和47年11月から51年4月まで
③ 昭和51年9月から52年6月まで
④ 昭和52年12月
⑤ 昭和53年4月
⑥ 昭和53年10月
⑦ 昭和53年12月
⑧ 昭和54年4月
⑨ 昭和54年9月から55年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和46年*月ごろに、私の国民年金の加入手続きを行い、私が婚姻する前の55年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が、私が20歳になった昭和46年*月ごろに国民年金の加入手続きを行った。」と述べているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和57年1月ごろ払い出されており、また、申立人が現在所持している年金手帳は、56年10月に婚姻に伴って転居した区において交付された手帳であることが確認できる。

さらに、申立人は、「婚姻前に母から年金手帳を見せられた記憶は無い。」と述べている上、申立人が申立期間に居住していた市の国民年金手帳記号番号払出簿において、ほかに申立人の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないことから、前述の手帳記号番号の払出しの時点である57年1月以前に手帳記号番号が払い出されたことをう

かがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の年金手帳には、申立期間を含む国民年金の得喪記録が記載されているものの、得喪年月日が修正された形跡が見受けられることから申立期間に記載されたものとは考え難い。

また、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれたとする母は死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、会社を退職した直後の昭和 61 年 10 月ころに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間のうち、昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの期間は、国民年金の被保険者期間として平成元年 5 月に追加されたものであり、また、61 年 10 月から同年 11 月までの期間のうち、同年 11 月が厚生年金保険の加入期間として平成 19 年 9 月に、追加されていることが確認できる。

これらのことから、当該記録の追加以前においては、申立期間のうち、61 年 12 月から 62 年 3 月までの期間は未加入期間で、制度上、保険料を納付することができない期間であり、また、61 年 10 月及び同年 11 月の期間については未納期間であったと推認できる。

さらに、申立人は、「会社を退職した直後の昭和 61 年 10 月ころに国民年金の加入手続をした。」と述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成元年 4 月ごろに払い出されており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出された記録は無く、また、申立人には現在所持する年金手帳以外に別の年金手帳を所持した記憶が無いことから、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 61 年 3 月まで
私は、昭和 59 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、その後送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 7 月に国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 59 年 7 月ごろに払い出されていることが確認できるものの、一方で申立人の国民年金の被保険者資格の喪失日は 59 年 11 月 24 日と記録され、さらに、61 年 4 月から第 3 号被保険者の資格期間となっていることが確認できる。また、これらの記録の内容は、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも一致していることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。なお、申立人自身も「他の年金手帳は所持したことは無い。」と述べている上、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで

私は平成11年4月又は同年5月に社会保険事務所（当時）で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期について、平成19年9月15日付けの社会保険事務所長あての国民年金保険料納付記録の照会申出書では、申立期間の平成9年度及び10年度の保険料を各年の4月又は5月に納付したとしていたが、その後、当委員会に対する申立書では、申立期間の両年度の保険料を一括で11年4月に納付したとしており、納付時期及び納付方法の記憶が曖昧である上、社会保険事務所の窓口において、保険料を納付した際の状況に関する記憶も曖昧である。

また、今回の調査途上、申立人からは、申立期間の保険料を納付したことを示す資料として、平成11年のダイアリーが提出されており、当該ダイアリーには、11年4月30日の欄に、「国民年金」のメモ、申立期間の保険料を納付したとする社会保険事務所名、申立期間、当該期間の保険料月額、納付月数及び「納付」のメモが記載されている。申立人は、このメモに基づいて、同年4月30日に申立期間の保険料を納付したと主張していたが、同年4月時点までは、平成10年度分の保険料は現年度納付となるため、聴取の過程で当時は社会保険事務所において収納することができなかつた旨を説明したところ、申立人は、当該メモは申立期間の保険料額を計算した走り書きのメモであり、納付時期は11年5月だった可能性が高いと主張を変更するなど、当該メモに係る説明及び納付時期に係る主張が変遷していることを踏まえると、上記ダイアリーのメモからは、納付時期を特定することができず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける資料と判断することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年4月まで

私は、昭和50年ころ、転職して国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金の加入も義務だと区役所職員に言われたので、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、国民健康保険料や住民税と同様に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付頻度及び納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成4年1月に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載されている年金手帳を所持しているものの、ほかの年金手帳を所持していた記憶も曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年10月まで
私は、会社退職後に母に勧められ、平成4年に市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付した。同年分の確定申告書にも納付した保険料額が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付額、納付時期及び納付方法の記憶が曖昧である。

また、申立人から提出された平成4年分の確定申告書（控）には、同年1月から12月までの保険料額に相当する金額が社会保険料控除欄に記載されているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の6年11月に払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料を4年中に現年度納付することはできず、オンライン記録でも同年11月及び12月の保険料が過年度納付されているため、当該確定申告書（控）に記載された当該控除額は、実際の納付状況と整合性が認められない上、申立人は、当該控除額を何に基づき記載したかについての記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 63 年 4 月までの期間及び平成 2 年 3 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 4 月まで
③ 平成 2 年 3 月から 4 年 3 月まで

母は、私が 20 歳になった昭和 61 年*月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入及び喪失手続、保険料の納付頻度並びに納付額^{あいまい}についての記憶が曖昧である。

また、申立人が現在所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日として「昭和 61 年 10 月 9 日」、「平成 2 年 3 月 8 日」及び「平成 8 年 5 月 1 日」の記載があり、それぞれの日付の下に「届出年月日 8. 6. 12」と記載されていることから、これらの資格取得手続は平成 8 年 6 月 12 日に行われたことが分かる上、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年 5 月に払い出されていることが確認できることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当該手帳以外の年金手帳を所持した記憶が無いと説明しており、申立期間当時、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年3月までの期間及び48年4月から51年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から46年3月まで
② 昭和48年4月から51年10月まで

私が19歳のころから勤めていた会社の社長が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を給与から天引きして、納付していたはずである。また、平成21年11月に社会保険事務所（当時）で記録照会をした際に、申立期間①及び②の間の昭和46年4月から48年3月までの納付済記録が見つかっており、申立期間の保険料についても納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた会社の社長が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする上記社長は、給与天引きにより保険料を納付していた記憶は無いと説明しているなど、当時の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和44年12月に最初の国民年金手帳の記号番号の払出しを受けていることが確認できるものの、当該記号番号の国民年金手帳記号番号払出簿には、45年に不在処理された旨の記載があり、その後の転居表示が無いことから、申立人は不在者として取り扱われていたため、納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人には、昭和46年4月ころに別の手帳記号番号が払い出されており、46年4月から48年3月までの保険料が納付されているものの、当時、申立人の同僚であった上記社長の弟は、手帳記号番号が申立期間よりも後の59年11月ころに払い出されているため、申立期間②当時は国民年金に未加入であったことなど、上記社長が申立

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月及び同年9月

私は、平成9年6月の就職の際に、会社の担当者から年金手帳を持参するように言われたが、所持していなかったため、市役所の出張所で国民年金の加入手続をした。その際、出張所職員からそれまで未納であった2年分の国民年金保険料を納付するようと言われた。しかし、8年10月に婚姻していることを伝えたところ、婚姻前の2か月分の保険料を納付するよう言われたと記憶しており、後日、出張所窓口で2か月分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付した期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成9年6月の就職に際して、年金手帳を取得するために市の出張所で国民年金の加入手続を行ったと説明するが、申立人が所持する年金手帳に記載されている基礎年金番号は、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険に加入したことにより同年6月26日に付番された番号であること、及び申立人が所持する年金手帳は、全国的に同年1月以降に発行された青色の手帳1冊のみであり、当該手帳に記載されている交付日も基礎年金番号の付番日と同一日であることが確認できる。

さらに、申立人は、平成9年6月に、市の出張所で婚姻していることを説明して、第3号被保険者期間直前の申立期間の保険料を当該出張所の窓口で納付したと主張するが、当該納付時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるため、市の出張所で納付することはできない上、オンライン記録によると、10年6月16日の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に伴い、申立人に対して加入勧奨が行われており、その後の同年9月

22日に申立期間直後の第3号被保険者期間が記録追加されていることが確認できるため、申立人は同年9月に国民年金に係る手続きを行ったものと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年6月までの期間、60年2月から61年3月までの期間及び62年12月から63年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年6月まで
② 昭和60年2月から61年3月まで
③ 昭和62年12月から63年4月まで

私は、申立期間①当時は学生だったが、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、申立期間②及び③は、妻が共済年金及び厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間①の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができない上、申立期間②及び③の保険料を納付していたとする妻からは、電話及び文書による照会に対する協力が得られないため、当時の状況が不明であるなど、父親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めること、及び免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで
私が 20 歳になった昭和 63 年*月に、社会保険事務所(当時)から両親のもとに私の国民年金保険料に係る納付勧奨の通知が来た。私の母は、最初の 1 か月か 2 か月の保険料を納付してくれた後、私が学生であることを理由に残りの保険料は免除してもらった。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていること、及び保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと、及び申立人が申立期間の保険料を申請免除されていたことを示す関連資料が無く、母親が保険料を納付し、免除申請を行ったとする社会保険事務所は、申立期間当時、現年度保険料の収納事務及び免除申請の受付事務を取り扱っておらず、母親は、保険料の納付金額及び免除申請^{あいまい}手続等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、申立人は学生であり、申立期間は任意加入適用期間であるため、制度上、免除申請を行うことができないなど、母親が保険料を納付していたこと、及び保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めること、及び免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成 2 年 3 月まで
私が 20 歳のときに市役所から国民年金の加入勧奨の通知が送付されてきたので、私の母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付していたとする母親は、加入時期、保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付していたとする母親は、申立人の国民年金手帳の記憶が無く、申立人は、母親から自身の国民年金手帳を渡された記憶が無いと説明しているなど、申立人の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、申立人は、20 歳のときに母親が国民年金に加入し、保険料を納付していたと再度主張していたこともあって、当委員会は、昭和 62 年 3 月から同年 5 月までの国民年金手帳記号番号払出簿及び手帳記号番号払出簿を全国的に整備したデータベースを確認した結果、いずれにおいても申立人に対する手帳記号番号の払出しは記載されていないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 11 月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 44 年 12 月に就職するまでの国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、当時の保険料の納付は、国民年金印紙を購入後に手帳に貼付して検認印を押す方法であったが、申立人は印紙を購入した記憶は無いと説明している。

また、申立人は、申立期間当時に所持していた年金手帳は白っぽい表紙で、オレンジ色の年金手帳よりも一回り大きかったと説明しているが、その内容は当時の年金手帳の色及び形状と相違しており、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても新たな資料の提示や納付をうかがわせる証言が無かったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年5月まで

私の母は、国民年金制度発足当初に私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。婚姻後は、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に毎月納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の状況を聴取することができないほか、婚姻後に夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付金額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であり、申立期間の自身の保険料も未納であるなど、申立人の母親及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年5月当時に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人及びその妻は申立人が現在所持する前述の年金手帳以外の手帳の記憶が定かでないなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から53年7月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関から納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和56年5月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で過年度納付が可能な厚生年金保険資格喪失後の55年9月から56年3月までの期間の保険料が納付されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年3月までの期間及び57年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から51年3月まで
② 昭和57年4月から同年8月まで

申立期間①については、私の母が私の国民年金の加入手続きを行い、毎月の実家の母への送金分から国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、2冊持っていた年金手帳を1冊にした際、区役所窓口で未納期間を確認し、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和53年5月に払い出されており、当該払出時点で過年度納付が可能な当該期間直後の51年4月から53年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが特殊台帳から確認でき、当該払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は2冊持っていた年金手帳を区役所窓口で1冊にした際に、未納期間を確認し、請求された金額を納付したと説明しているが、区役所に出向いた時期及び納付した金額についての記憶は曖昧である。また、当該期間は昭和60年7月8日に未加入期間から未納期間に整備された期間であり、整備前は未加入期間であるため保険料を納付することができない期間であり、整備された時点では時効により保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 54 年 3 月から 62 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 3 月から 62 年 7 月まで

私は、夫婦で転居した当時の申立期間①及び再転居したころの申立期間②の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間前に厚生年金保険加入期間があるため、申立期間の保険料を納付するためには、国民年金の再加入手続をする必要があるが、申立人は、国民年金の再加入手続をした時期、場所及び納付した保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 46 年 5 月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の資格得喪欄には、申立人は 45 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、46 年 7 月 7 日に資格喪失した記録のみが記載され、その後の申立期間に係る資格取得の記録は記載されていないこと、申立人は、46 年春ごろ結婚した後、申立期間前の 47 年 4 月 * 日に入籍していることが確認できるが、当該国民年金手帳には、旧姓からの氏名変更及び再転居先の市への住所変更の記載は無く、いずれの手続も行っていなかったと考えられること、いずれの申立期間も未加入期間とされており、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から同年 6 月まで

私は、自宅に送られてきた納付書で、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間直前の期間が共済組合加入期間であることから、申立期間の保険料を納付するためには国民年金の再加入手続を行う必要があるが、申立人は再加入手続及び保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の記録欄には申立期間に係る被保険者資格取得の記録は記載されておらず、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から9年7月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、申立人の妻の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成9年9月に払い出されており、申立期間において、申立人の分と一緒に保険料を納付することはできず、妻は厚生年金保険被保険者であった期間を除く平成3年7月から9年7月までの期間の保険料は未納である。

また、オンライン記録から、平成11年6月9日に申立人に対し過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月、49 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 50 年 2 月から 58 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月
② 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 50 年 2 月から 58 年 12 月まで

私は、昭和 48 年 4 月に就職した際、就職先が厚生年金保険の適用事業所となるのは同年 5 月からと説明を受けたので、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、48 年 4 月の国民年金保険料を納付した。会社を退職した 49 年 4 月に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、以降も母に保険料を預けて未納無く納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は納付した保険料額の記憶が曖昧である上、申立期間②及び③については、申立人から保険料を預かって納付したとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、当委員会の口頭意見陳述においても、申立人は申立期間の加入手続及び当時の年金手帳に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 63 年 10 月に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を所持しており、当該手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明するなど、申立期間当時に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私は、平成3年3月に大学を卒業後、海外の大学院に進学することになり、母から海外居住期間でも国民年金に任意加入できることを聞いたので、母に加入手続と国民年金保険料の納付を依頼した。母は、保険料を一年分ずつ納付してくれていたはずで、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料の納付をしていたとする母親は、申立人の出国後に、申立人と国際電話で国民年金の任意加入について相談したことは記憶しているものの、加入手続の時期の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の平成6年4月に、国民年金の任意加入手続を行った際に払い出されていることが確認できるため、海外居住期間中で、任意加入適用期間となる申立期間は、未加入期間であり、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、加入手続を行ったのは一回のみであると説明しているなど、申立期間当時に、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8936 (事案 5300 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 10 月ごろ、区役所の職員が来訪した際、国民年金の加入手続を行うとともに、夫婦二人の 3 か月分の保険料を納付した。その後、翌年 2 月ごろ、その職員が再び自宅を訪れたので、私は夫婦二人の 3 か月分の保険料を再度納付した。申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していたと主張している昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月までの期間は保険料の徴収を行っていない期間であり、制度上、保険料を納付することができないこと、また、申立人及びその妻は、区役所職員が来訪した際の状況については、具体的に記憶しているものの、年金手帳が交付された時期に関する記憶は曖昧である上、申立人が申立期間当時居住していた区の区報によると、昭和 35 年 10 月 1 日から区役所職員が戸別訪問により国民年金の加入手続事務を行っていたが、保険料の徴収事務は 36 年 4 月からの開始であり、区役所職員による出張検認は 37 年 4 月から行われていたことが確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の委員会の決定に納得できないとしているが、申立期間は、旧国民年金法に基づき、全国的に国民年金の適用関係事務が行われていた期間であり、国民年金保険料の徴収関係事務はまだ実施されておらず、当該事務は申立期間後の昭和 36 年 4 月から開始されていたことなど、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8937 (事案 5301 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月まで
私の夫は、昭和 35 年 10 月ごろ、区役所の職員が来訪した際、国民年金の加入手続を行うとともに、夫婦二人の 3 か月分の保険料を納付した。その後、翌年 2 月ごろ、その職員が再び自宅を訪れたので、夫は夫婦二人の 3 か月分の保険料を再度納付した。申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していたと主張している昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月までの期間は保険料の徴収を行っていない期間であり、制度上、保険料を納付することができないこと、また、申立人及びその夫は、区役所職員が来訪した際の状況については、具体的に記憶しているものの、年金手帳が交付された時期に関する記憶は曖昧である上、申立人が申立期間当時居住していた区の区報によると、昭和 35 年 10 月 1 日から区役所職員が戸別訪問により国民年金の加入手続事務を行っていたが、保険料の徴収事務は 36 年 4 月からの開始であり、区役所職員による出張検認は 37 年 4 月から行われていたことが確認できることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の委員会の決定に納得できないとしているが、申立期間は、旧国民年金法に基づき、全国的に国民年金の適用関係事務が行われていた期間であり、国民年金保険料の徴収関係事務はまだ実施されておらず、当該事務は申立期間後の昭和 36 年 4 月から開始されていたことなど、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年9月まで

私は、夫が勤務する会社の先輩の奥様に勧められ、昭和36年4月ごろに役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が加入当初に納付したとする保険料額は、当時の金額と大きく相違する上、申立期間の大半においては、印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人は当該納付方法に関する記憶が無いと説明している。

また、申立人に国民年金への加入を勧めたとする夫の先輩の妻は、申立期間の終わりに近い昭和47年9月に国民年金に任意加入しており、申立人の記憶より大幅に遅い時期である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は申立期間直後の昭和50年10月6日に任意加入により初めて被保険者資格を取得していることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月

私の母は、私の国民年金保険料を納付してくれていたが、経済的理由で保険料を定期的に納めることができなかつた期間があつたため、未納となつていた保険料を平成7年以降に納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間直前の平成5年10月から6年3月までの保険料を7年3月31日にさかのぼって納付した領収証書及び申立期間直後の6年5月から同年9月までの保険料を8年6月25日にさかのぼって納付した領収証書を所持しており、後者の納付時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、前者の納付時点及び申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年7月時点において、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であつたものの、母親は、1か月分の保険料だけを納付したことは無く、6年9月以前の保険料はすべて、現年度納付ではなく、さかのぼって納付したと説明しているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成元年2月までの期間、元年9月から6年12月までの期間及び8年2月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月から平成元年2月まで
② 平成元年9月から6年12月まで
③ 平成8年2月から同年7月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をして、納付書により、まとめて国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする母親は、加入手続の時期、場所、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親が申立期間の保険料をまとめて1年分ずつ納付していたと説明するが、申立人は、申立期間①直後の平成元年3月及び申立期間②直後の7年1月に厚生年金保険に加入しているため、元年3月分及び7年1月分から3月分の国民年金保険料については、過誤納として還付が発生することとなるものの、申立人及びその母親は保険料を還付された記憶が無いと説明しており、当該保険料が還付されたことを確認できる記録も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳は平成9年3月11日に交付されたものであり、同年3月に厚生年金保険の記号番号を基に基礎年金番号が付番されていることが確認できる上、オンライン記録によると、10年8月24日に申立期間に係る資格の取得及び喪失の記録が追加されるまで申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無い上、申立人及びその母親は、国民年金の加入手続き時に年金手帳を交付された記憶が無いなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年1月まで
私の両親は、私が20歳になった平成元年*月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私自身も1か月分か2か月分を納付した記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、加入手続を行い、保険料を納付していたとする両親は、加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、自身で1か月分か2か月分の保険料を納付したとする申立人も、納付額の記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年3月ごろに払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年3月まで
私の母は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、平成3年3月に大学を卒業するまで、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年4月以降に払い出されていることが確認できる上、当該手帳には「初めて被保険者となった日」として申立期間直後の平成3年4月1日の記載があることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していたことは無いと説明しているなど、申立期間当時に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から47年6月まで
私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、青色申告会に相談しながら、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、夫の国民年金手帳の記号番号は昭和37年10月に払い出されているが、申立人の手帳記号番号は遅れて申立期間後の49年10月に払い出されていることが確認できる上、申立人の保険料は、オンライン記録によると、当該払出時点で過年度納付することが可能な47年7月までさかのぼって納付されている。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和49年10月は、第2回特例納付実施期間であり、当該特例納付により、申立期間の前の36年4月から43年7月までの期間の保険料を特例納付していることが確認でき、当該特例納付を行ったことによって申立人の60歳までの納付可能な期間は315月となり、受給資格期間300月を満たしていることから、夫は、申立人の受給資格期間を考慮して特例納付を行ったと考えられるなど、夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、前記の手帳記号番号が記載されている年金手帳を所持しているが、当該年金手帳以外の手帳を所持していたことは無いとしているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年9月までの期間、6年12月から7年3月までの期間、7年9月から同年11月までの期間及び9年4月から14年11月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から同年9月まで
② 平成6年12月から7年3月まで
③ 平成7年9月から同年11月まで
④ 平成9年4月から14年11月まで

私の両親は、私が20歳の平成6年*月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、私が学生であった申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。その後、私は、会社を退職した直後の申立期間③については、当初、保険料の納付を失念してしまったが、後からさかのぼって保険料を納付した。また、私は、現在も居住している市の市民センターで申立期間の④の保険料を定期的に納付していた。申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「私の両親が平成6年*月ごろに私の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、8年7月ごろに払い出されており、当該期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続をしたとする申立人の両親の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録によれば、前述の国民年金の加入手続を行った後、最初に保険料を納付した時期は平成8年11月ごろであることが確認でき、この納付時には、申立期間①に係る保険料は、時効により納付することはできない。

このほか、申立人の申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③の期間については、平成8年7月に記録整備により追加された期間であり、申立期間当時は未加入期間であったことから、保険料を納付することはできなかつた期間である。

また、申立期間②については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする両親の記憶は曖昧であり、申立期間③については、申立人は、「自分が納付したと思う。」と述べているものの、その記憶は曖昧である。

このほか、申立人の申立期間②及び③の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 申立期間④については、申立人が提出した申立期間④直後の領収証書により、平成14年12月以降の保険料を過年度納付していたことが確認できるが、これはすべてコンビニエンスストアでの納付であり、申立人が主張する市のセンターでの納付は確認できない上、市は、「当時、市のセンターでは過年度納付は取り扱っていなかつた。」と述べている。

また、税務署が提出した申立人に係る平成13年分及び14年分の所得税の確定申告書には国民年金保険料の納付をうかがわせる記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間④保険料が納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から12年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から12年3月まで

私は、国民年金保険料の納付金額などは憶えていないが、保険料の納付は^{おぼ}欠かしたことがないはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況等に関する具体的な内容について、申立人に対して電話及び文書による照会を行ったが、十分な協力を得ることができないことから、保険料の納付状況等の詳細を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から51年3月まで

私の母は、昭和48年7月に私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付していたはずである。年金手帳には、昭和48年7月に任意被保険者として資格取得したことが記載されており、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた区の手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和51年7月に払い出されており、申立期間の一部は時効により保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」の種別欄には、当初、48年7月に強制で資格取得したことが記載されているが、申立期間は申立人が大学在学中であり任意加入適用期間となるため、当該払出日以降に、同年同月に任意で資格取得と訂正されており、申立期間は、制度上、さかのぼって納付することができない期間である。これらのことから、申立人は大学を卒業した51年4月から強制加入期間とされ、保険料を納付したものと考えられる。

また、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶が曖昧であり、昭和51年7月以前に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間当時の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から53年3月まで

私は、母から、私が20歳になったときから大学を卒業するまでの期間の国民年金保険料は、父が納付していたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和56年6月ごろに払い出されており、申立期間当時、申立人は大学生であり、任意加入対象者のため、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することができなかった期間である。また、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、申立期間の加入手続及び納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から 59 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から 59 年 10 月まで
私の父は、私が 20 歳のころに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、現在厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持しており、当該手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 56 年 3 月までの期間及び 58 年 12 月から 60 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 58 年 12 月から 60 年 6 月まで

私が 20 歳になったときに、母が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていて、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料を母親が口座振替で納付していたと思うと説明しているが、申立人が居住していた市で口座振替制度が実施されたのは平成元年 4 月 1 日からであり、申立期間の保険料を口座振替で納付することはできなかったこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 62 年 8 月に払い出され、申立期間①は学生時の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないこと、申立人は当該払出時点で過年度納付が可能であった 60 年 7 月以降の保険料を納付しており、当該払出時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 62 年 9 月まで
私は、20歳前から飲食店で働いており、飲食店の経理担当者又は実家の両親が、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた飲食店の経理担当者及び申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が当時勤務していた飲食店の経理担当者は、保険料の納付を希望する従業員には自分で加入手続をしてもらい、その上で納付を行っていたとしているが、申立人は自身で加入手続を行ったことは無いと説明している。

また、申立人の両親から当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人は、当時居住していた区への住民登録を昭和 58 年 4 月に行っていることが戸籍の附票により確認でき、実家の両親は、当該区で申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をすることはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 5 年 6 月ごろに払い出されており、申立人は当該手帳以外に年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間当時に働いていた飲食店の経理担当者及び両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から58年3月まで
私は、昭和58年ころに国民年金の加入手続を行い、その後、未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できるという通知と納付書を受け取り、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年8月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち56年6月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、その後の56年7月から58年3月までの期間については、申立人は、当該期間の保険料を納付したことを示すものとして、当該期間の保険料に係る納付書・領収証書を提出しており、これを使用して保険料を納付したとしているが、納付書・領収証書（納付者控分）、領収控（収納金融機関分）及び領収済通知書（社会保険事務所長（当時）分）の3枚複写がすべてそろっており、いずれも領収印は押されていないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月から53年2月まで
私の母は、私が20歳のときに、国民年金の加入手続きをしてくれ、その後、私が昭和53年3月に就職して上京するまでの間、自宅を訪問した集金人に国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳の昭和51年に母親が国民年金の加入手続きをしてくれたとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年5月以降に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月及び同年8月並びに8年2月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月及び同年8月
② 平成8年2月から同年7月まで

私は、会社を退職する度に、区役所に電話して国民年金の加入手続を行い、郵送された納付書を金融機関に持参して申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、区役所に電話して国民年金の加入手続を行ったと説明するが、区役所では、電話連絡のみによる加入手続は受け付けていなかったと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成5年10月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、オンライン記録により、平成14年5月20日の記録整備により未納期間とされたものであり、それまでは第3号被保険者期間として記録管理されていたことが確認できるため、申立期間当時に納付書は発行されていない上、当該記録整備時点では、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から60年6月までの期間及び61年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から60年6月まで
② 昭和61年4月から平成元年3月まで

私は、海外から帰国して、昭和55年ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和55年ごろに国民年金の加入手続を行ったとするが、当時の年金手帳についての記憶が無く、申立期間の保険料の納付金額、納付時期、納付頻度及び納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年10月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年4月までの期間、51年12月から52年11月までの期間、54年4月から55年1月までの期間、56年2月から同年7月までの期間、57年7月から58年2月までの期間及び同年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の指名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から50年4月まで
② 昭和51年12月から52年11月まで
③ 昭和54年4月から55年1月まで
④ 昭和56年2月から同年7月まで
⑤ 昭和57年7月から58年2月まで
⑥ 昭和58年4月から同年11月まで

私は、会社を退職した都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧であり、オンライン記録によると、昭和50年5月から平成7年6月までの国民年金の被保険者資格に係る取得、喪失の記録は同年6月30日に追加されているため、当該記録追加時点まですべての申立期間を含む昭和49年9月から平成7年5月までの期間は未加入期間であったことが確認できる上、申立期間は6か所に及び、氏名変更がない状況下で、同一区内においてこれだけの回数^{あいまい}の事務処理誤りが起こることも考え難いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年6月時点では、申立

期間はすべて時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から5年12月まで

私は、平成3年8月に就職した会社が加入していた組合を通して国民年金に加入し、定期的に国民年金保険料を納付していた。納付期限までに納付することが困難なときは、当該組合の担当者の自宅に出向いて保険料を納付したこともある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に居住していた区役所及び市役所で国民年金の加入手続を行った記憶は無く、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとする組合は、国民健康保険に関する業務を専門とする組織であり、国民年金に関する業務は取り扱っていない上、申立人は、当該組合を通じる以外の方法で保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無い上、申立人は、加入手続時に年金手帳を受け取った記憶が無いと説明しているなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成元年 5 月までの期間、同年 7 月から 3 年 3 月までの期間及び 4 年 1 月から 12 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、17 年 7 月から 18 年 6 月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月から平成元年 5 月まで
② 平成元年 7 月から 3 年 3 月まで
③ 平成 4 年 1 月から 12 年 5 月まで
④ 平成 17 年 7 月から 18 年 6 月まで

私は、昭和 63 年 6 月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間④については、求職期間中であつたため、保険料の免除申請を行った。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされ、申立期間④が国民年金に未加入で、保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間①、②及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、加入手続の場所、保険料の納付時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が平成 3 年 6 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶があると説明するものの、さかのぼって納付したとする時期、納付期間及び納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

申立期間③については、申立人は、当該期間中に転居したと説明するものの、転居時に国民年金の住所変更手続を行った記憶は無く、申立人には、平成 11 年 10 月 25

日に転居先の市で、基礎年金番号が新たに付番されており、3年6月に払い出された手帳記号番号に基づく納付記録は、21年11月に基礎年金番号の記録に統合されていることから、申立人の手帳記号番号に係る住所変更手続きが行われていなかったものと考えられるなど、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、当該期間において、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間④については、申立人は保険料の免除申請を行ったと説明するが、オンライン記録によると、申立人が当該期間直前の平成17年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを発生事象として、加入勧奨が行われたものの、加入手続きが行われなかったため、19年2月23日に未適用者一覧表が作成されたことが確認できることから、当該期間当時、申立人は国民年金に加入しておらず、当該期間の保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の妻は、当該期間の前の平成15年8月から、厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額及び賞与額から、申立人の世帯の収入額は、国民年金保険料の免除基準である所得の基準を上回っていたことが確認できる上、申立人は当該期間に保険料免除決定通知書を受け取った記憶が無いと説明しているなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和63年6月から平成元年5月までの期間、同年7月から3年3月までの期間及び4年1月から12年5月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、平成17年7月から18年6月までの保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 9 月まで

私は、昭和 60 年ころに区役所で国民健康保険の加入手続の際に、国民年金の加入手続も行ったが、当初は国民年金保険料を納付することができなかった。その後、61 年春ごろに社会保険事務所（当時）で、申立期間の保険料を分割納付するための納付書を作成してもらい、申立期間の保険料と現年度分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和 61 年春ごろに昭和 60 年度及び 61 年度の保険料を納付したと説明するが、申立人が所持する 4 枚の領収証書によると、一部破損しているため納付日は特定できないものの 62 年度発行の 60 年度及び 61 年度の過年度納付書であることが確認でき、このことは、さかのぼって分割納付したとする申立内容におおむね一致するものの、昭和 61 年春ごろに納付したとする申立てとは合致しない。

また、当該 4 枚の領収証書については、一部破損しているものの、その記載内容から、3 枚の領収証書は、申立期間後の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 1 月から 62 年 3 月までの期間の保険料に係る領収証書であることが確認でき、もう 1 枚の領収証書は、納付対象期間は特定できないものの、記載されている金額が昭和 60 年度の保険料 3 か月分であることから、納付済みとなっている 60 年 10 月から 12 月までの保険料であると推察されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、20 歳になれば学生でも国民年金に加入できるようになったと聞いて、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする母親は保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 5 年 4 月に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が、申立期間より後の「平成 5 年 3 月 20 日」と記載されていることから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から59年3月まで

私は、会社退職後に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続の時期及び保険料の納付額の記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和59年4月17日に任意加入したことによって払い出されており、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年9月までの期間及び43年1月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年9月まで
② 昭和43年1月から48年3月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、第2回特例納付実施期間に払い出されていることが確認できるものの、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、妻からさかのぼって保険料を納付することについて相談されたとしているが、納付額に関する記憶が曖昧であるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年11月まで
私の祖母は、私が20歳のとき、国民年金の加入手続きを行い、私が就職するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする祖母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、祖母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間当時に国民年金の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）においても、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いなど、当時、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年9月まで

私の母は、私が20歳になった昭和48年*月ごろ、区の出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、昭和48年*月ごろ、加入手続きと同時に付加保険料の納付申出を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は51年11月に払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、付加保険料の納付は同年11月分から開始されている。

また、当該払出時点で過年度納付することが可能であった申立期間直後の49年10月から51年10月までの保険料は定額保険料のみの納付となっており、当該記録については、制度上、付加保険料を過年度納付することができないことを踏まえると、不自然さが見られないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から58年9月まで

私は、大学を卒業したときに、親に勧められて区の出張所で国民年金の加入手続を行っており、結婚後の申立期間の国民年金保険料を、元夫が私の保険料をサラリーマンの妻として夫の会社で納付していたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元夫から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、昭和61年3月以前は、サラリーマンの妻は、制度上、国民年金には任意加入とされており、任意加入の申出を行って初めて保険料を納付することができるが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の58年10月の任意加入に伴って払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳においても、申立人は、国民年金被保険者資格を58年10月17日に取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた二つの市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から10年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から10年6月まで

私は、平成7年12月に会社を退職後、夫が自営業であったので国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は金融機関で納付していた。当時の家計の記録も残っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年12月に厚生年金適用事業所を退職後に、自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は加入手続に関する記憶が定かでなく、保険料の納付時期、納付場所等に関する記憶も曖昧である。

また、申立人は、平成7年12月から8年2月までの3か月の期間に係る国民年金保険料一人分の支出が記載された家計の記録を所持しており、この家計記録には、7年12月21日の欄に「年金 11,100 12/21」、8年1月10日の欄に「11,100 (国年)」及び同年2月13日の欄に「11,100 (年金)」と記載されており、全国新聞2紙の新聞購読料及び公共放送受信料も記載され、その金額は当時の料金額とおおむね合致していることから、申立期間当時に作成されたものと考えられる。しかし、この家計記録は、申立人の7年12月から8年2月当時の保険料額は1万1,700円であり金額が相違する一方、申立人の夫の保険料が過年度納付により納付済みとなっている6年10月から7年1月の保険料額と一致していること、婚姻日は7年9月であり、その時点でも当該期間の保険料を過年度納付することは可能であったこと、夫は自身の保険料の納付に関する記憶も曖昧であることから、この家計記録に記載された保険料は、夫の保険料を過年度納付したものと推認することが自然であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立人が現在所持する平成9年7月1日交付の年金手帳に記載された基礎年金番号は、申立期間直前

まで加入していた厚生年金保険被保険者の記号番号であるなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年10月まで

私は、平成11年11月に婚姻届を提出した際か、その直後に、市役所駅前出張所で未納分の国民年金保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成9年1月1日に厚生年金保険の資格を喪失した後、婚姻するまで保険料は納付しておらず、11年11月に婚姻届を提出した際か、その直後に未納分の保険料をすべて納付したと主張しているが、申立期間直後の9年11月から11年3月までの17か月分の保険料を11年12月16日に過年度納付していることがオンライン記録から確認できるものの、当該過年度納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月から62年3月まで
私の両親は、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする両親から当時の加入手続等の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月以降は大学生であり、当時、20歳以上の大学生は国民年金の任意加入被保険者とされていたが、申立期間は未加入期間と記載されているため保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無いほか、申立人は、申立期間当時に赤色の年金手帳を見た記憶があるとしているが、当該手帳が申立人の年金手帳であるという確信は無く、別の年金手帳を自分で所持したことはないと言明しているなど、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年10月までの期間及び4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から同年10月まで
② 平成4年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続をし、送られてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間はそれぞれ会社を退職後に国民年金の加入手続をして保険料を納付したと説明しているが、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を元に平成9年1月に付番されており、その前に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載されておらず、申立人はほかの年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立期間当時に申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の月額保険料を1万3,300円と説明しているが、当該保険料額は申立期間後の納付済期間の保険料であり、申立期間の保険料9,000円と異なるほか、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 57 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 58 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 58 年 9 月まで

私の母は、私の 20 歳の誕生日に加入できるよう国民年金の加入手続をし、私が大学生である間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親は高齢のため記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 60 年 12 月ごろに払い出されており、当該払出時点で納付可能な 58 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料は過年度納付されたと考えられるものの、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から59年9月までの期間及び59年11月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から59年9月まで
② 昭和59年11月から60年9月まで

私は、昭和56年6月に会社を退職した後に国民年金の再加入手続を行い、その後は私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。一緒に納付した夫の保険料が納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和56年6月に会社を退職した後に国民年金の再加入手続を行ったと説明しているが、同年7月に転居した市において、国民年金の住所変更手続をした記録がなく、申立人が所持する年金手帳でも当該市での国民年金の再加入手続は記載されていない。

また、昭和59年に作成された年度別納付状況リストでは、55年9月以降、当該リスト作成時点までの申立人の国民年金の記録は、「無資格期間」とされており、申立人の61年9月の保険料は、同年11月22日の還付決議に基づき申立期間①及び②の間の59年10月の保険料に充当されていることから当該決議時点で59年10月の保険料は未納であったことが確認できるほか、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付頻度に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年12月
私は、平成5年12月に勤務先を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金の記号番号は記載されておらず、申立人は、現在所持する年金手帳のほかにも手帳を所持したことはないとしていること、平成12年1月以降の国民年金保険料は厚生年金保険の記号番号が引き継がれた基礎年金番号により納付されており、申立人に国民年金の記号番号が払い出された記録は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、当委員会における口頭意見陳述において、申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行った際、将来困らないようにと保険料納付を勧められ納付したと主張しているが、その主張内容をもって申立期間の保険料を納付したことをうかがわせるものとは言えない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年2月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、母が自身の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料納付をしていたとする申立人の両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する年金手帳には国民年金の記号番号の記載は無く、申立人は、平成10年10月以降の保険料を基礎年金番号により納付しており、両親から別の年金手帳を受け取った記憶は無く、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る資格取得記録は同年11月に追加されたことがオンライン記録から確認でき、当該記録追加時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から同年9月まで
私は、会社を辞めて求職中のときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、場所及び納付した保険料額について記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は現在所持する厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳のほかに手帳を所持した記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月、同年7月及び63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月
② 昭和60年7月
③ 昭和63年3月

私は、会社を退職した都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職した昭和60年5月に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の63年5月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は平成2年10月に厚生年金保険の被保険者資格得喪記録が追加されたことにより、未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、それまではいずれも国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月1日から39年4月16日まで
② 昭和39年6月17日から40年12月10日まで

ねんきん特別便が届いたときに、年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間①前に勤務していた二つの被保険者期間については、A社を退職後に、脱退手当金を受給したが、申立期間①及び②の事業所では、脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間①及び②と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間①前の二つの被保険者期間の脱退手当金をA社を退職後に受給したと主張しているが、申立期間①以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立期間②の後に、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間①及び②並びに申立人が受給を認めている二つの被保険者期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年4月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月1日から31年8月26日まで
② 昭和31年10月6日から34年8月31日まで

年金問題が騒がれるようになったときに、年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたときは、実家のあるA県に帰っていたので、脱退手当金を受給していない。年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和34年10月17日の直前の同年9月23日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間①及び②の事業所を退職後、平成8年4月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月1日から33年10月10日まで
② 昭和34年8月10日から40年3月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金の申請をした記憶は全く無く、受給をしていないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年4月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月1日から23年1月1日まで
② 昭和23年1月1日から26年1月1日まで
③ 昭和32年1月1日から41年1月21日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に上記事業所に勤務していたことは確かであり、厚生年金保険料が給料から控除されていたと思うので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の継承会社であるD社に照会したところ、同社は「申立人の雇用の事実を確認できる書類が残っておらず、厚生年金保険の届出台帳は昭和21年9月から従業員の記録があるが、申立人の名前は確認できないことから、勤務実態及び厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答している。

また、申立期間①にA社において厚生年金保険の加入記録がある12名に照会したところ、3名から回答があったが、申立人を知っている者はいないことから、勤務実態について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和21年9月1日であり、申立期間①のうち、19年1月1日から21年8月31日までの期間は適用事業所となっていない。

なお、申立人について、昭和18年12月1日から20年10月20日までの期間は、既にE社で厚生年金保険の加入記録が確認できる。

2 申立期間②について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社は厚生年金保険の適用事業所になってはおらず、同社の所在地を管轄する法務局においても、同社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人が記憶しているB社の代表者及び同僚について、該当者を特定することができないことから、申立てに係る事業所を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立期間②のうち、昭和23年8月1日から26年1月1日までの期間は、F社における申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、C社は既に適用事業所でなくなっていることから申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、昭和32年4月から35年4月までの期間にC社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している従業員7名に照会したところ、6名から回答があったが、申立人を知っている者はいないことから、申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、複数の従業員が、「申立人が主張しているような業務は当時存在しなかったと記憶している。」と供述している。

加えて、申立期間③のうち、昭和38年4月から40年3月までの期間は、オンライン記録によると国民年金の申請免除（全額）になっていることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間③から⑦までについて、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 21 日から 48 年 10 月 1 日まで
② 昭和 51 年 2 月 1 日から 53 年 6 月 26 日まで
③ 昭和 59 年 6 月 30 日から 61 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 63 年 12 月 31 日から平成元年 4 月 1 日まで
⑥ 平成元年 5 月 1 日ごろから 4 年 1 月 1 日ごろまで
⑦ 平成 4 年 1 月 1 日ごろから 5 年 4 月 1 日ごろまで

A社で勤務していた期間のうち申立期間①、B社で勤務していた期間のうち申立期間②及び③、C社で勤務していた期間のうち申立期間④及び⑤、D社で勤務していた申立期間⑥並びにE社（現在は、F社）、G社及びH社で勤務していた申立期間⑦の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は昭和 53 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、給与明細書等の資料が得られず、同社の元事業主に申立人の勤務状況について照会したが、申立人の退職日を記憶しておらず、また、申立期間①に同社で勤務していた従業員に、申立人の勤務状況について照会したが、申立人の退職日を記憶している者はいなかったことから、申立期間①の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の元担当者は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失に関する手続について、「昭和 45 年 4 月に退職したので手続をしたと思う。勤務している人の

資格喪失手続を先にすることは無い。」と供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和45年5月11日付けで申立人の資格喪失届が受理されており、健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

- 2 申立期間②について、B社で勤務していた複数の元従業員の回答から、申立人が事業主としてB社を経営していたことは確認できる。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本によると、同社が法人登記されたのは、昭和53年6月26日であることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、同社が法人登記された日と同じ昭和53年6月26日となっている。

これらのことから、申立期間②は、申立人がB社の個人事業主であることから、制度上厚生年金保険の被保険者となることはできない。

- 3 申立期間③について、B社に係る商業登記簿謄本により、申立人が同社の代表取締役であることが確認できることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、昭和59年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③は適用事業所となっていない。

また、昭和59年にB社の被保険者資格を喪失した元従業員に照会したが、回答が得られなかったため、申立期間③当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も、同社の代表取締役となっていたところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

そのため、申立人は、申立期間③当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、仮に、申立期間③について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当し、申立期間③における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

なお、申立人は申立期間③のうち、昭和60年6月1日から61年3月31日までの間、国民健康保険に加入している記録が確認できる。

- 4 申立期間④及び⑤について、申立人のC社における雇用保険の加入記録は、昭和63年8月1日から同年12月31日となっており、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、C社に照会したが、回答が得られず、同社に係る事業所別被保険者名簿から当該期間に加入記録のある従業員4名のうち2名に照会したが、申立人の勤務期

間について確認することができなかった。

さらに、申立人は、自身の厚生年金保険の加入記録があるC社の事業所名を記憶しておらず、I社に雇われていたと主張しており、同社代表取締役の名刺及び当時の関係者の名刺を提出していることから、これらの者に照会したが、申立人の勤務状況等を確認できる回答は得られなかった。

5 申立期間⑥について、申立人はD社に勤務していたと主張しており、同社社長の名刺を提出している。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が提出している名刺に記載された所在地において、D社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、同社の所在地を管轄する法務局においても、同社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は申立期間⑥のうち、平成3年10月6日から4年1月1日までの期間、国民健康保険に加入している記録が確認できる。

6 申立期間⑦のE社について、F社は「申立人を知っている。」と回答している。

しかしながら、申立期間⑦当時の申立人の勤務形態についてF社は、「申立人は社員ではなく請負契約を結び、平成4年9月1日から5年4月30日まではH社の仕事をしてもらっていた。」と回答している。

また、E社からの申立人への報酬の支払方法及び厚生年金保険の加入の有無について、F社は、「当時、申立人へは給与ではなく、請求書をもらい請負代金を支払っていた。社会保険には加入していない。」と回答している。

次に、G社について、申立人は、「E社から派遣され、G社で勤務し、会社の中でプランを作る仕事をしていた。」と主張している。

しかしながら、G社は、「申立人について、当社内で調査をしたが、正社員、派遣社員であった事実及び請負契約をしていた事実は確認できない。」と回答している。

また、申立人は、G社での仕事の指示を受けていた者の名刺を提出しており、この者に照会したが申立人のことを覚えていないと回答していることから、申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録から、申立期間⑦にG社において加入記録のある従業員12名に照会したところ、2名から回答があったが、2名とも申立人を知らないと回答していることから、申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができない。

次に、H社について、同社は、「申立人は、平成4年9月から5年3月まで現場監理を担当していた。」と回答している。

しかしながら、申立期間⑦当時の申立人の勤務形態についてH社は、「E社と業務委託契約を結んでいた。」と回答している。

また、当該期間における厚生年金保険の加入の有無についてH社は、「当社はE社と業務委託契約を締結し、業務委託料を支払っていた。申立人は当社の社員では

ないため、厚生年金保険に加入させることはない。」と回答している。

さらに、申立人は、H社での仕事の指示を受けていた者の名刺を提出していることからこの者に照会したところ、現場監理を担当していた申立人を知っているとしているが、「E社とH社は、業務委託契約を取り交わしており、業務委託料の支払のみであった。」と回答している。

なお、申立人は、申立期間⑦のうち平成4年1月1日から同年6月28日までの期間、国民健康保険に加入している記録が確認できる。

7 このほか、申立人の申立期間①から⑦までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び申立期間③から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 1 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで
A事務所の駐留軍施設に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同施設に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

駐留軍の社会保険の記録管理業務を引き継いだB局は、「申立人の申立期間における雇用を確認できる関連資料及び社会保険関係の関連資料は確認できない。」と回答している。

また、駐留軍施設に勤務する日本人労働者は、当時、国の被用者である身分を有していたものの、社会保険制度が適用されたのは昭和 24 年 4 月 1 日からである上、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのも同年 4 月 1 日となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚のA事務所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 24 年 4 月 1 日であり、同年 4 月 1 日以前から同事務所に勤務していたと回答のあった従業員 3 人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 4 月 1 日である記録が確認でき、当該従業員は資格取得日以前の期間に厚生年金保険料が控除されていたかについては「不明」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 12 年 4 月 30 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は同社に所属していた。」と回答している。

しかしながら、A社は、「申立人とは、労働契約を結んでおらず、当社と請負契約を結び、施工管理を当社の元請の現場で行っていた。」と回答している。

また、A社から申立人への報酬の支払方法及び厚生年金保険の取扱いについて、同社は、「当時、申立人には給与ではなく、請負契約による代金の支払を行っており、保険関係は自己責任となっていた。」と回答している。

さらに、申立人は、給与明細や交通費をもらっていたとする者の名刺を提出していることからこの者に照会したが、回答が得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間は工事の現場監督をしていたとし、仕事の指示を受けたとする者の名刺を提出していることから、この者に照会したところ、申立人は、現場監督として勤務していたとしているものの、上記工事の期間は、「平成 14 年 7 月 15 日から 15 年 12 月末までであった。」との回答があり、申立期間とは相違している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 6 月 1 日まで
② 昭和 33 年 1 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に各事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の商業登記簿謄本によると同社は既に解散しており、当時の代表者は死亡している上、申立人が記憶している上司や同僚の所在が不明であることから、申立期間①の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和33年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所になっていない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から従業員8人に照会した結果、7人から回答があったが、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできなかった。

2 申立期間②について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社は厚生年金保険の適用事業所になってはおらず、同社の所在地を管轄する法務局においても、同社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人が記憶しているB社の代表者及び同僚についても、該当者を特定することができないことから、申立てに係る事業所を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月16日から同年12月まで
A社B支社（勤務地は、C発電所建設予定地）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同支社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支社において、非正社員としてC発電所建設予定地で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、現在、A社の人事記録の管理及び人事の事務手続を行っているD社では、申立人に関する資料は無く、A社B支社の当時の人事担当者の所在が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できず、不明であると供述している。

また、オンライン記録によると、A社において、C発電所建設予定地に関連すると考えられる厚生年金保険の適用事業所として、A社B支社、E事務所、F事務所及びG事務所（以下「A社B支社等」という。）があるが、これらに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無いほか、申立人が、C発電所建設予定地で一緒に勤務していたとする同僚一人についても、記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人が、C発電所建設予定地で勤務していた際、指示を受けていたと供述するA社B支社の上司は既に死亡している上、同僚は所在が不明であり、申立期間にA社B支社等において厚生年金保険の被保険者であった者43人に照会したものの、申立人がC発電所建設予定地で勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができなかった。

加えて、申立人がC発電所建設予定地でH社の仮設事務所の一室を借りて業務を行っていたと供述しているところ、オンライン記録によると、同事業所は、厚生年金保険の

適用事業所となっておらず、A社及びC発電所建設工事を統括していたI社に、H社について照会したものの、同事業所の存在について確認することができないほか、上記回答のあった従業員の一部は、C発電所建設予定地において水量調査を行うA社の従業員や、他社の仮設事務所に住み込んでいる従業員については記憶していない旨を供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月30日から13年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に平成12年12月31日まで勤務していたことの証明書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の退職証明書に、申立人の退職日は平成12年12月31日と記載されている。

しかしながら、A社の社会保険担当者によると、同社では月末退職の場合、退職月の保険料負担を避けるため、退職日を前にずらして届け出ることがあり、その場合は、当該退職者に了解を取っていたとしており、申立人には平成12年12月30日が資格喪失日であると告げていると供述しているところ、元従業員の一人においても、年末退職のつもりが、会社から12月29日が資格喪失日になると言われたと供述している。

また、申立人から提出された平成12年12月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除されているのが確認できるが、A社の社会保険担当者は、同社の社会保険料控除は翌月控除であり、当該保険料は同年11月分であると供述しており、申立人と退職年次は異なるものの、同社における厚生年金保険の資格喪失日が18年12月29日となっている上記元従業員から提出された19年1月支給の給与明細書から、18年12月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人から提出された12年12月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は同年11月分のものであり、申立人は、同年12月の厚生年金保険料について、給与から控除されていないことが推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 12 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで
② 昭和 24 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 25 年 2 月 22 日から同年 3 月 30 日まで

駐留軍施設（A事務所）に勤務していた期間のうちの申立期間①、また、B社に勤務していた期間のうちの申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C事務所の回答書から、申立人は、昭和 21 年 11 月 8 日から 24 年 9 月 30 日まで駐留軍施設で勤務していたことが確認できる。

一方、連合国軍関係常用使用人については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日保発第 92 号）に基づき、厚生年金保険法における「国の事務所」に使用される者として、強制被保険者として適用することとされたが、A事務所は、昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことがオンライン記録により確認でき、申立期間①は適用事業所となっていない。

申立期間②及び③については、従業員の供述から、申立人のB社における入社時期及び退職時期を特定することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の被保険者記録は、B社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の被保険者記録と一致しており、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、B社は当時の資料を保存しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から元代表者の住所を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生

年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 31 日から 51 年 3 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、昭和 49 年 11 月の結婚を機に 1 か月ほど休暇を取った後、A社に復帰し、継続して同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 49 年 11 月 7 日に、申立人が同年 10 月 31 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出をし、その際、申立人の健康保険証を社会保険事務所（当時）に返納した旨の記録が確認できる。

また、A社の元代表者は、「当時の資料が無いので申立人がそうであったか記憶に無いが、同社では、社会保険に加入することで収入が減るのを嫌ったり、夫の扶養に入りたいという理由で社会保険に加入しない者がいた。昭和 51 年 3 月ごろ、社会保険事務所の指導により、相当数の従業員を厚生年金保険に加入させた記憶がある。」旨供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿から、同社は、同年 4 月 7 日に、同年 3 月 1 日付けで申立人を含む 22 人の女性従業員を厚生年金保険に加入させたことが確認できる。

さらに、昭和 51 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した女性従業員の一人は、「私は、昭和 41 年からパートとしてA社に勤務していた。勤務時間や勤務形態に変更は無かったが、会社から 51 年 3 月 1 日に厚生年金保険に加入するよう言われた。」とし、別の女性従業員は、「同社に勤務して数年間は夫の扶養に入っていたが、会社の指示で同年 3 月 1 日から厚生年金保険に加入した。」旨それぞれ供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から同年10月1日まで
② 昭和28年10月1日から29年1月1日まで

連合国軍関係のA事業所及びB事業所でウェ이터やバーテンとして勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①は継続して勤務しており、申立期間②は昭和28年10月から勤務し、クリスマスを行った記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A事業所にウェ이터として勤務していたと申し立てている。

しかし、A事業所の記録管理業務を渉外労務管理事務所から引き継いだC省D局が保管する申立人に係る厚生年金保険の加入記録によると、申立人は、昭和26年7月1日に被保険者資格を喪失し、同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は、A事業所において、昭和26年7月1日に被保険者資格を喪失し、同年10月1日にE事業所において被保険者資格を取得していることが記載されており、C省D局が保管する上記厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同事業所は昭和26年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、E事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同事業所は同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、両事業所は当該期間について厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、申立人がE事業所における事業主だと記憶していた同僚は、上記健康保険

厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人同様、当該期間は被保険者となっていないことが確認できる。

なお、連合国軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者の厚生年金保険の被保険者資格については、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日保発第 51 号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知）により、昭和 26 年 7 月 1 日以降は、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者は、政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、P X（物の販売の事業）等以外のハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とはならない者とされている。

申立期間②については、申立人は、F 事業所（B 事業所）にウェイター及びバーテンとして勤務していたと申し立てている。

しかし、F 事業所の記録管理業務を渉外労務管理事務所から引き継いだ C 省 D 局が保管する申立人に係る厚生年金保険の加入記録によると、申立人は、昭和 29 年 1 月 1 日に同事業所において資格を取得していることが確認できる。

また、当該期間当時の F 事業所の総務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人を F 事業所に紹介し入社させたとする同僚は、「申立人が、F 事業所に勤務していたことは確かであるが、申立人の入社日、退職日及び厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」と供述していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、F 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、当該期間当時に同事業所に勤務していたことが確認できる複数の従業員は、「申立人のことを記憶しておらず、厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月ごろから42年5月6日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には運転手として、昭和39年から継続して勤務していた。社員旅行の記念写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員旅行の写真及び申立人が記憶しているA社の同僚の供述により、申立人が昭和41年から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、事業主及び当時の社会保険事務を担当していた従業員は既に死亡し、申立期間当時の経理及び総務担当であったと思われる従業員は、所在不明で連絡が取れないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から42年3月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。このことについて、申立人は、「自ら国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、実際は自分が支払っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社に中途入社している複数の従業員は、「同社では、試用期間があった。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月から37年12月まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に住み込みで勤務していた申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の閉鎖時の事業主は、自身が中学生であったときに、申立人が住み込みで勤務していたことを覚えているとしていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成9年8月1日と記録されており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、平成9年8月19日にA社の代表取締役となった上記の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年8月1日であり、それ以前は厚生年金保険には加入していなかったことから、給与から保険料を控除することは無かったとしている。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、上記の事業主も資料が無いとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 9 日から平成 5 年 3 月 10 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社及びB社（現在は、C社）に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低くなっている。両社に勤務している期間に、ずっと同じ金額の給与だったということは無く、給与は緩やかに上向いていたので申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額について、申立期間当時、給与は緩やかに上向いていたので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 61 年 1 月 * 日にB社と合併し解散しており、後に同社を吸収合併したC社は、当時のA社及びB社における厚生年金保険に関する資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等については不明であると回答している。

また、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、同社とB社の吸収合併に伴い、B社に移籍した9名の元従業員の両社における申立期間に係る標準報酬月額に遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、上記9名の元従業員及び申立期間当時のB社の社会保険担当者に、申立人のA社及びB社における標準報酬月額について照会したが、電話回答があった1名は、記憶に無く覚えていないとしており、その他の者は回答が無く、確認することができなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12813 (事案 5651 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年7月31日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。そのため、今回新たに、平成6年1月及び同年2月の「納入告知書 納付書・領収証書」、5年度の「法人税確定申告書」並びに従業員8人の履歴書の3点の資料を提出するので、再度調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てに対して、A社の社会保険料振替口座において、保険料が振替されていない時期があるなど、保険料の滞納があったことをうかがわせる事情があること、代表者印は自ら管理していたとする申立人の供述及び滞納していた保険料は小切手で納付したとする申立人の供述を裏付けられなかったこと等の理由により、代表取締役であった申立人が関与せず^{そまきゅう}に社会保険事務所(当時)が遡及して標準報酬月額の減額訂正処理を行ったとは考え難く、当該処理が有効なものでないと申立人が主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たな資料として、平成6年1月及び同年2月の「納入告知書 納付書・領収証書」、5年度の「法人税確定申告書」並びに従業員8人の履歴書を提出するので、再度調査して申立期間の標準報酬月額を減額訂正する前の標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てている。なお、5年度の「法人税確定申告書」については、前回当委員会にて審議済みである。

しかし、社会保険事務所が滞納保険料を収納する場合は、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の期間のうち最も古い月の保険料から充当するのが通例であること

から、今回提出された「納入告知書 納付書・領収証書」により、少なくとも平成6年2月までの保険料が納付されていたと推認できたとしても、同年3月から6月までの保険料の納付を確認することはできず、したがって、当該資料は、標準報酬月額減額訂正処理が行われた同年9月20日時点で、A社に滞納保険料が無かったことを示すものではない。

また、従業員8人の履歴書から連絡先の確認できる3人について、既に前回当委員会の審議の際にA社に係る厚生年金保険料の納付及び滞納保険料の処理状況等に関して調査済みであり、この3人のうち申立人が「社内の事務を一切担当していた。」と主張する従業員に再度照会したものの、滞納保険料の納付状況等について新たな供述は得られなかった。

以上のことから、今回提出された資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12814 (事案 1676 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月15日から28年1月1日まで
A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い
ため、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。今回の再申立てに当たって新たな資料は無いが、申立期間も同事業所に勤務しており、かつ、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなく、同事業所の当時の代表者を含め、申立期間に同事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が存在する従業員が一人も見当たらないこと、申立人の同事業所における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料等が得られないこと等から、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、厚生年金保険の被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間もA事業所に継続して勤務し、かつ、厚生年金保険料が給与から控除されていた旨主張しているところ、同事業所に係る閉鎖登記簿謄本及び申立人による同事業所に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人は、A事業所における当時の代表者の妻の氏名を今回新たに提示しているところ、当該代表者の妻に照会したものの、申立期間当時の同事業所における厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の給与からの控除については不明と回答しており、

このほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
A事業所に臨時職員として勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同事業所に継続して雇用されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提供のあった申立人に係る人事及び給与関係資料である「臨時職員の雇用について(伺)」及び「初任給決定調書」の写し並びに同事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間当時、臨時職員として同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所では、上記提供資料に基づき、「申立人は、臨時職員として、当初、昭和 49 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 5 か月間勤務し、当該雇用期間終了後も、引き続き、50 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの 3 か月間勤務していたことが認められる。」旨回答している。

一方、A事業所では、申立期間当時の職員の厚生年金保険に係る資料を保存していないため、当時の同事業所における厚生年金保険の取扱いについては不明であり、また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については確認できない旨回答している。

また、A事業所から提出のあった「臨時職員在籍名簿」等において、申立人と同時期の昭和 49 年度に臨時職員として雇用されていることが認められる 56 人について、オンライン記録上の同事業所における厚生年金保険の加入状況を見ると、同名簿上の雇用期間が申立人と同様に 5 か月以下の職員で、同事業所において厚生年金保険に加入している者は見当たらない一方、厚生年金保険の加入記録が確認できる 9 人については、同名簿における雇用期間がいずれも 6 か月となっている状況が見られる。

さらに、申立人は、「A事業所に臨時職員として雇用された当初、同事業所から厚生年金保険の加入に関する説明は無かった。」旨供述しているところ、上記厚生年金保険の加入記録が確認できる9人の職員のうち3人は、当該説明を受けた旨供述しており、このうち一人は、「説明を受けた者のうち、希望した者のみを事業所において厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」旨供述している。

これらのことから、A事業所では、昭和49年度に雇用した臨時職員のうち、雇用期間が6か月程度の一定期間である者について、本人の希望に応じて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、申立期間について上記被保険者原票を確認したところ、申立期間に同事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる12人の職員に係る原票の整理番号は連続しており、かつ、欠番が無いことから、申立人に係る原票が無いものの、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和43年11月20日から44年4月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間にそれぞれの事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社における当時の複数の従業員による供述から判断すると、申立人は、当該期間当時、同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、A社では、申立期間①当時の資料を保存していないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた6人について、これらの従業員が入社したと供述している時期から当該被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、3か月から35か月となっていることが確認できる。

さらに、上記従業員のうち一人は、A社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。

これらのことから、A社では、申立期間①当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

2 申立期間②については、申立人が記憶していたB社における当時の代表者の親族による供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、オンライン記録では、B社は昭和46年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記親族は、「申立人は、学校時代の先輩でB社に当時勤務していた従業員の紹介で同社に入社したが、当該従業員が退職すると、申立人も後を追ってすぐに退職した。」旨供述しており、申立人も同様の供述を行っているところ、当該従業員は、オンライン記録では、B社における厚生年金保険の加入記録が無い。

なお、当該従業員は既に死亡しているため供述が得られず、当時のB社における厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、上記親族は、「当時、B社では、入社後短期間で退職する従業員が多く、そのため、申立人を含め採用した従業員をすぐには厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」と供述している。

これらのことから、B社では、申立期間②当時、入社した従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月ごろから 57 年 7 月ごろまで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に正社員として勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 49 年に申立人が使用した健康保険証等に係る記録に基づく医療機関からの回答、A社の代表者であったと申立人が供述している上司が加入していたB国民健康保険組合の回答等から判断すると、期間を特定できないものの、申立人は、当該上司が代表者を務め、かつ、同国民健康保険組合に加入していたいずれかの事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立人が勤務したと主張しているA社については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、上記代表者及び申立人が記憶していたA社の当時の総務担当者は、いずれも連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、これらの者を特定できず、当時のA社における厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月24日から41年1月24日まで

A事業所を通して駐留軍施設であるB事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。記録上は、申立期間に退職し、再就職したようになっているが、そのような覚えは無く、被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間も当該施設に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていたA事業所の業務を引き継いだC事業所から提出のあった申立人に係る人事台帳等並びに申立人が記憶していた同僚及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、A事業所を通して駐留軍施設であるB事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記人事台帳において、「昭和39年9月24日より無給休暇、1月1日づけ定期昇給非該当（就労日数不足）」と記載されているところ、C事業所の担当者は、「当時の厚生年金保険に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないが、当時、A事業所では、就労日数の少なくなった従業員については、厚生年金保険から脱退させる取扱いであったと思われる。」旨供述している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、6人については、申立人と同様、厚生年金保険の未加入期間（5か月から25か月）が認められる。

さらに、上記6人の従業員に厚生年金保険の未加入期間等について照会したところ、回答のあった3人のうち1人は、「勤務先事業所における勤務日数に変更等があり、そ

の期間は厚生年金保険を脱退していた。」旨回答している。また、残りの二人は、共に「勤務先事業所を一度辞めて再度勤務した。」旨回答しているものの、このうち一人は、「就業日数の少ない従業員は厚生年金保険に加入させてもらえなかったと思う。」旨供述している。

これらのことから、A事業所では、申立期間当時、駐留軍施設に勤務する従業員について、就業日数等の勤務状況に応じて厚生年金保険の被保険者資格を取得又は喪失させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 1 日から 19 年 5 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C製作所に勤務した期間のうち、申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い。昭和 15 年 5 月に入社して3年くらいたって技手（係長相当）になったが、19 年 6 月 1 日にD校に入校する前まで、同社ではEを運ぶ肉体労働をしていたので、申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の「昭和 19 年初めごろ、A社B製作所で就労中にF国軍爆撃機が飛来した。」との供述と「A社 40 年史」の記述内容が符合していることなどから、申立人が申立期間に同社B製作所で勤務していたことは推認できる。

しかし、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）では、同法の適用対象は、工業、鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされているところ、B社は、「戦時中のため当時の資料は現存していないが、申立人が管理職相当に昇格したため労働者年金保険の被保険者資格を喪失していると考えられる。」と回答しており、申立人の「同社に入社後3年くらいたって技手（係長相当）になった。」との供述と一致している。

また、申立人が名前を挙げたA社C製作所の上司及び同僚4名は、いずれも住所が確認できないため、同僚から、申立期間における労働者年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社C製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社同製作所で労働者年金保険に加入していたことが確認できる従業員 22 名に照会したところ、回答のあった 14 名は、いずれも当時の状況を記憶していないため、同社の従業員から、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿では申立人の労働者年金保険被保険者資格喪失日は確認で

きないものの、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には申立人の資格喪失日がオンライン記録と同じ昭和18年1月1日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。臨時員手当支給伝票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所の職歴証明書及び臨時員手当支給伝票により、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所の申立期間当時の給与担当者は、「当時の臨時職員は短期アルバイトで入社し、日雇労働者扱いである。勤務状況及び本人の意向を聞いて長期アルバイトに切り替えている。長期アルバイトに切り替わったときから厚生年金保険に加入させており、それまでの間は日雇労働者制度に基づく健康保険及び雇用保険のみに加入させていた。」と供述している。

また、申立人から提出された昭和 43 年 8 月から 44 年 9 月までの期間の臨時員手当支給伝票に記載されている健康保険料と雇用保険料は、日雇労働者の印紙保険料の額と一致し、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の同事業所における被保険者資格取得日が昭和 44 年 10 月 1 日と記録されており、社会保険事務所（当時）の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から36年3月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における厚生年金保険の加入期間が昭和34年5月1日から同年6月1日までの1か月間しかないのはおかしい。同社には、36年2月まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していた従業員40人のうち住所が判明した13人に照会を行ったところ、「申立人を知っている。」と5人から回答があり、そのうち2人は、「自身が昭和35年12月まで勤務しており、そのころまで申立人は勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間のうち昭和35年12月ごろまではA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上述の事業所別被保険者名簿によれば、A社は昭和36年7月22日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の扱いについて確認することができない。

さらに、従業員の供述により、A社の社会保険事務担当者及び経理担当者の氏名が判明したものの、連絡先が不明のため、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上述の事業所別被保険者名簿によれば、申立人ともう一人の従業員の計二人については、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は昭和34年6月1日と記載され、被保険者資格喪失届が同一の受理番号も確認でき、記載内容に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月から25年8月まで
② 昭和25年10月から同年12月13日まで

駐留軍の施設に勤務した各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については、アルバイトで勤務していた知人の代わりにと依頼を受けて、A事業所（B市）に勤務し、申立期間②については、職安の紹介により、C事業所（D市）に昭和25年10月ごろから勤務していたと記憶しているので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、「A事業所（B市）に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間の加入記録が無い。保険料控除を確認できる資料を保有していないが、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、進駐軍労務者については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）に基づき、昭和24年4月1日から、「国の事務所」に使用される者として、厚生年金保険法の被保険者としての資格を有することとされており、申立期間①のうち同年3月31日以前の期間については、厚生年金保険の加入対象者とならない。

また、日本年金機構の調査結果及びオンライン記録によると、A事業所（B市）は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、駐留軍の記録管理業務を引き継いだE省F局に照会したが、同局は、「申立人の申立期間に係る勤務記録は保存されていないため、申立人の勤務及び厚生年金保険の加入は確認できない。」と回答している。

加えて、申立人は、「A事業所（B市）に勤務していた従業員のうち、常勤は自分一人で、繁忙時だけ勤務していたアルバイトの従業員の氏名を2人から3人記憶して

いる。」と供述しているが、当該アルバイトの従業員の連絡先不明のため、申立人の勤務等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立人は、申立期間②について、「C事業所（D市）に勤務した期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者期間の加入記録が無い。保険料控除を確認できる資料を保有していないが、申立期間②を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、C事業所（D市）が厚生年金保険の適用を受けていたG事務所の記録管理業務を引き継いだE省H局及び管轄のI事務所は、「保管している駐留軍従業員カードによれば、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日は、昭和25年12月13日である。」と回答しており、H局では、「申立期間における申立人の勤務及び厚生年金保険の加入は、確認できない。」と回答している。

また、申立人は、当時、他に従業員が二人ほどいたとしているが、その氏名を記憶していないため、G事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中②当時、厚生年金保険の資格を取得した従業員のうち、住所の判明した18人に照会し、9人から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、上記従業員のうち2人は、「駐留軍施設に勤務した期間のうち、厚生年金保険に加入していなかった期間がある。」と回答しており、うち1人は、「試用期間が2か月ほどあり、試用期間後に厚生年金保険に加入したと記憶している。」と供述している。

加えて、申立人の、G事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日は、昭和25年12月13日と記録され、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から11年6月30日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額が、実際の給与に対する標準報酬月額より低くなっている。倒産した同社からB社へ自分を含め従業員 18 人が移籍したが、その際の条件の一つとして前月給与を継続することがあり、実際その約束は守られた。給与明細書等の控除額を確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額が、実際の給与に対する標準報酬月額より低くなっている。保険料控除を確認できる資料を保有していないが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、A社の元事業主は、「当社は平成11年6月末に倒産し、当時の資料は無いため、申立人の主張どおりの厚生年金保険料控除をしていたか不明である。」と供述しており、同社の取締役総務部長は連絡先不明のため、厚生年金保険料控除に関する供述が得られない。

また、A社の従業員から提出された平成6年4月から9年8月までの期間のうち34か月分の給与明細書では、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記の従業員のオンライン記録の標準報酬月額と同額か、又は低い金額であることが確認できる。

さらに、A社からB社へ移籍した申立人を含む18人の従業員の被保険者別資格記録照会回答票（資格記録）では、さかのぼって記録訂正が行われた形跡は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見当たらず、また、上記18人全員について、B社での資格取得時の標準報酬月額は、A社での資格喪失時の標準報酬月額より高い額であ

ることが確認できる。

加えて、A社が加入していたC厚生年金基金が記録している申立人の同社における標準報酬月額、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月から26年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和25年ごろに健康保険証を使って病院に行った覚えがあり、23年10月以降に保険制度の話聞いて給与から保険料を納めていた記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の加入記録が無い。保険料控除を確認できる資料を保有していないが、申立期間も厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。」と主張している。

また、申立人は同僚8人を記憶しており、当該8人全員の名前をA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認でき、そのうち、一人は昭和25年8月1日に資格喪失と同名簿に記録されていることから、少なくとも申立人が同年8月1日以前にA社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、昭和41年12月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和23年2月5日から申立人が資格取得した26年3月1日までに同社で資格を取得した85人の従業員のうち、住所が判明した6人に照会したところ、そのうち5人は、「申立人を覚えていない。」と回答している。残りの一人（資格取得日昭和24年9月1日）は、「当時、13歳か14歳くらいの年齢の男子が勤務していたことを覚えているが、名前は覚えていない。また、当該男子が、A社に就職した時期は、記憶していない。」と供述している。

さらに、上述の従業員照会の6人のうち、3人の供述によれば、A社に就職した時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違しており、そのうちの一人は、A社に就職した時期を昭和23年10月ごろと回答しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、この者の被保険者取得日は26年3月1日となっているなど、同社では雇入れ後直ちに厚生年金保険に加入する手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿には記載内容に不自然な点は見受けられないことから、社会保険事務所（当時）の不適切な処理はうかがわれない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月ごろから同年12月ごろまで
② 昭和22年12月ごろから23年10月ごろまで

厚生年金保険の記録によれば、A商店又はB工業に勤務した申立期間①及び社名変更したC社となっても継続して勤務した申立期間②の加入記録が無い。それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間においてA商店又はB工業に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A商店又はB工業は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、当時のA商店又はB工業の代表者及び同僚3人を記憶していたが、いずれもその連絡先が不明のため、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、申立人は、申立期間においてC社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、C社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、当時のC社の代表者及び上司2人の姓のみを記憶していたが、その連絡先が不明であり、これらの者から、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月15日から29年12月30日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主及び複数の同僚を記憶しており、申立期間当時同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、これらの者の被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社は事業主及び申立人を除いて3人で運営されていたとしているところ、3人のうち2人は連絡先が不明であり、ほかの一人は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人はA社の入社時期について、申立人が同社の前に勤務したB社の同僚二人が知っていると主張しているが、当該同僚二人のうち、一人は死亡しており、ほかの一人は申立人がB社の後に勤務した会社名及び入社時期を記憶していないとしていることから、申立人のA社への入社時期を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月21日から同年5月24日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。転職するときは次に行く会社を決めてから辞めていたことから、空白期間は無く、雇用保険の失業給付を受給したことは無い。同社に昭和46年3月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、同社が保管している入退社名簿では、申立人の入社日は昭和46年5月24日と記録され、オンライン記録と一致しており、また、同社が毎月作成するA社従業員一覧表の同年4月30日と同年8月2日現在のものには申立人の記載が無く、同年5月31日と同年6月30日現在のものには記載されていることから、申立人は同年4月末には在籍していなかったとしている。

また、雇用保険の記録では、A社における申立人の資格取得日は昭和46年5月24日と記録されており、当該記録は厚生年金保険の資格取得日及び同社が加入するB健康保険組合の資格取得日の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していない。そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時、被保険者であった従業員12人に照会したところ、一人だけが申立人を知っていたものの、申立人の入社日を覚えていないことから、申立人の入社日を特定することができない。

加えて、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者は、中途入社の方はすぐには社会保険に加入させなかったし、加入手続前に厚生年金保険料を控除していなかったとしているところ、同社に中途入社した複数の従業員は、同社では厚生年金保険に加入しない試用期間があったとしており、うち一人は当該期間に厚生年金保険料が控除されていな

かったとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の代表者は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚2人に照会したところ、2人とも申立人を記憶していなかった。そこで、申立期間にA社において厚生年金保険に加入している従業員に、申立人の勤務状況等を照会したが、申立人を記憶していなかったことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の同僚のうちの1人及び従業員は、当時のA社の従業員数は5人であったとしているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の被保険者数と一致している。

加えて、上記事業所別被保険者名簿では、申立期間の整理番号に欠番は無いことが確認できる。

また、A社は、昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、それより前の申立期間については、適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から25年4月15日まで
A社B事業所（現在は、C社D事業所）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所が作成した「証明書」により、申立人が申立期間に同社に「教授嘱託」として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社D事業所は、「申立期間を含む過去の人事記録を調べたが、申立人のデータは見当たらない。また、申立期間におけるその他の資料については保管しておらず、申立人の厚生年金保険の適用については不明である。」と供述している。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に加入記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、申立期間当時、申立人を覚えている旨回答した者はいないことから、申立人の同社同事業所における厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、申立人は自分以外に「教授嘱託」で勤務していた者はいなかった旨主張しているが、上記同僚のうち、医療及び健康保険等の事務を担当していた者は、「教授嘱託」と称する職種について記憶が無い旨供述している。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から7年3月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。私は、同社に代表取締役として勤務しており、途中で給与が下がったことは無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年3月31日）の後の平成7年4月3日付けで、4年3月から5年9月までの53万円が8万円にさかのぼって減額訂正された上で、同年10月から6年10月までの期間が8万円に、同年11月から7年2月までの期間が9万2,000円と記録されている。

また、申立人は、「申立期間当時に社会保険料を滞納していたことは無い。厚生年金保険の標準報酬月額の引下げについて社会保険事務所（当時）の職員から説明を受けたことも無く、また、手続に同意したことも無い。」と供述している。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立期間に係る標準報酬月額の引下げが行われた当時、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録の「事業所記録照会回答票（口座振替記録）」に記録されている取引金融機関に対し、申立期間に係る社会保険料の振替状況を照会したところ、社会保険料の振替記録は、平成6年1月以降確認できなかった。

さらに、申立人は、A社に係る社会保険手続について、「各種届書に自分が管理する代表者印を押し、基本的に自分が届出を行っていた。厚生年金保険から脱退する手続についても、自分が行った。」と供述しており、適用事業所でなくなったとする処理及び自らの標準報酬月額の減額処理についても関与していたと考えるのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年ごろから 51 年ごろまで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人のA社に係る供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本から確認できる同社の当時の代表者と連絡が取れない上、申立人は当時の上司及び同僚の名字しか記憶しておらず、連絡先は不明であるため、同社における申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年6月1日まで

A社で検査部に所属し事務職ではなかったが、勤務した期間のうち、当時の労働者年金の対象であった申立期間について、労働者年金保険の被保険者となっていないので、労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人は昭和16年1月24日に被保険者資格を取得し、また、同社の元従業員に対する照会の回答及び申立人から提出された同社からの賞状により、申立人は同社において検査部に所属していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る被保険者名簿に記載されている申立人の「労働者年金保険の記号番号」と連続している記号番号である*番の118人について、厚生年金保険被保険者臺帳索引票の「最初ノ資格取得日」を確認したところ、すべてが昭和19年6月1日であることが確認できる。

また、被保険者名簿に記載されている前述以外の被保険者の中からオンライン記録で確認できた35人について「労働者年金保険被保険者臺帳索引票」を確認したところ、「最初ノ資格取得日」はおおむね被保険者名簿の被保険者資格取得日と同時期であり、また、オンライン記録の資格取得日については昭和17年6月1日又は被保険者名簿の資格取得日とほぼ同時期であることが確認できる。なお、この35人の「労働者年金保険の記号番号」は、*番である。

以上のことから、申立期間当時、社会保険事務所（当時）は、A社の届出を受けた新たに厚生年金保険の被保険者となる者について、厚生年金保険法の施行を待って「労働

者年金保険の記号番号」である*番を付番したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律60号）の適用期間であり、同法では、男子の筋肉労働者のみが被保険者となるとされており、申立人は、「検査業務に携わっていた。」と述べていることから、事業主が、申立人を筋肉労働者ではないと判断したものと推測され、労働者年金保険の被保険者としなかったことがうかがえる。

加えて、A社は昭和20年に廃業しており、また、当該事業所の従業員の供述及びオンライン記録の変遷から当該事業所の承継会社と思われるB社に確認したところ、「当社の社史は、昭和36年からのスタートとなっており、それ以前のことは分からず、A社のことは承知していない。」との回答があり、申立期間の労働者年金保険の控除について確認することができない。

なお、被保険者名簿に記載されている全被保険者の中から、オンライン記録により住所の確認ができた6人に文書照会を行い、回答のあった6人のうちの1人は、「私は、昭和16年1月に検査工として当該事業所に入社した際に、検査部の上司であり私より4、5歳年上の人を覚えている。ただし、私は17年4月から兵役により会社を離れたため、その後の検査部については分からない。」と述べている。また、被保険者名簿には、一人だけ上述の回答者が回答した姓と同一の姓であり、3、4歳年上の従業員が確認でき、この従業員の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳索引票及びオンライン記録が共に昭和19年6月1日となっている。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間当時、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②のうち平成9年4月30日から10年1月1日までの期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

さらに、申立人は、申立期間②のうち平成10年1月1日から11年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月1日から同年8月1日まで
② 平成9年4月30日から11年7月1日まで

代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられているので、記録を元に戻してほしい。また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成6年1月1日から同年8月1日までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年4月30日）より後の10年9月2日付けで、申立人を含む2名の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正処理されており、申立人については8万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間①及び当該訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成6年1月1日から、適用事業所に該当しなくなった9年4月30日までの期間に同社の被保険者であった複数の従業員に照会したところ、1名が、「申立期間①当時、同社は給与の遅配は無かったものの、経営不振であった。」旨供述している

一方、申立人は、「会社の社会保険手続はすべて顧問税理士に任せていた。しかし、税理士が自分に無断で勝手に手続をするはずが無く、自分以外に社会保険手続を行う従業員もいなかった。会社の代表者印を使用できるのは、基本的に自分のみであった。」と供述しており、申立人は代表取締役として、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する処理について関与していたと認められる。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②のうち、平成9年4月30日から10年1月1日までの期間について、申立人が提出した平成9年分給与所得に対する源泉徴収簿により、申立人は当該期間にA社に継続して勤務し、当該期間における厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は平成9年4月30日と記録され、この処理日は同年5月12日であることが確認できることから、社会保険事務所（当時）の不自然な処理は認められない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることができない。

また、申立期間②のうち、平成10年1月1日から11年7月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、当時の同僚から保険料控除が確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間②において、健康保険の任意継続被保険者になっていることが確認できる上、A社に係る預金口座から引落しされている保険料額は、当時の任意継続被保険者保険料と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②のうち、平成9年4月30日から10年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月ごろから 41 年 1 月ごろまで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、前の会社を辞めた後の昭和 39 年 5 月ごろから次の会社へ就職した 41 年 1 月末ごろまで、ドライバーとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に、前の会社を辞めた後の昭和 39 年 5 月ごろから次の会社へ就職した 41 年 1 月末ごろまでドライバーとして勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、A社は平成 11 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の商業登記簿謄本で確認できる 2 名の代表取締役のうち 1 名は既に死亡しており、他の 1 名の代表取締役からは供述を得られないことから、申立人の、申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社での上司及び同僚を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に在籍し、所在が判明した従業員 16 名に照会したところ、回答があった 10 名全員が、「申立人のことを覚えていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらないほか、健康保険番号に欠番が確認できないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

一方、オンライン記録によれば、申立人は申立期間において、国民年金に加入しており、申立期間のうち昭和 39 年 4 月から 40 年 2 月までは、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、「トラックでB方面へよく行っていた。」と供述しているが、上記従業員 10 名のうち、3名は、「B方面の仕事はほとんど無い。」、又は「B方面の仕事は聞いたことが無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同僚と一緒に同社で派遣登録し、同じ派遣先で勤務していたが、同僚には申立期間の加入記録があるのに自分には記録が無いことは納得できないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に雇用されていたことが確認できる。

しかし、A社は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格について、保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により平成 13 年 8 月 1 日に資格を取得し、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により同年 9 月 21 日に資格を喪失していることが確認できる。したがって、申立期間は厚生年金保険の未加入期間であり、未加入期間に給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」旨供述している。

また、A社は、「申立人に係る賃金台帳、社員名簿及び雇用契約書等の資料は、事務所移転に伴い廃棄処分したため、当時の状況は不明であるが、派遣労働者個々に雇用契約を締結するので、派遣先が同一であっても、雇用契約の内容まで同一であるとは限らない。」旨供述している。

さらに、申立人と一緒にA社で派遣登録したとする同僚は、平成 13 年 5 月 1 日から同年 9 月まで、申立人と同じ派遣先で勤務したと供述しているが、雇用契約書などの資料は保存していないため、当時の契約内容を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の賃金月額と相違している。雇用契約書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人から提出のあった申立期間の雇用契約書によると、賃金月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張しているとおりであることが確認できるものの、B社（A社のグループ会社）が提出した、A社に係る給与支給控除一覧表に記載された申立人の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年10月1日から12年9月26日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成12年9月26日から同年12月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から12年9月26日まで
② 平成12年9月26日から同年12月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に受けていた役員報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、同社に平成12年12月まで勤務していたので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る申立人のオンライン記録によると、平成10年10月から12年3月までの標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年4月18日付けで20万円にさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成12年9月26日）の後の平成12年10月6日付けで、9年10月から10年9月までの標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところを9万2,000円に、上記12年4月18日付けで20万円に減額訂正処理された10年10月から12年3月までの標準報酬月額は、さらに9万2,000円へと減額訂正され、同年4月から同年7月までの標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところを9万2,000円に、同年8月の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところを9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人の母親が代表取締役であり、申

立人は取締役として登記されているものの、申立人は、申立人自身が同社の代表者印を管理しており実質上の代表者であることを認めている。

また、A社に係る「平成12年度滞納処分票」によると、社会保険事務所（当時）が、同社の滞納保険料納付について来所を指示したところ、平成12年9月27日に従業員（当時の会計担当者）が厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る届出及び適用事業所でなくなる旨の届出を同事務所に持参したことが記録されている。

これについて、上記の従業員は、A社に係る厚生年金保険料の滞納を精算するため、申立人の指示のもとで、社会保険事務所に対し当該届出を行った旨供述している。

さらに、申立人は、自ら社会保険事務所に出向き、当時、滞納していたA社に係る厚生年金保険料の精算に係る手続を行ったことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の実質的な代表者であった申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、A社に係る当該期間当時の従業員一人が、「申立人は平成12年9月末までは勤務していた。」と供述していることから、申立人が、当該期間の一部において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成12年9月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の上記の従業員は、「当時、同社は経営状況が悪く、平成12年9月分の給料は支給されなかったことから、当該期間において保険料控除もされていなかった。当時の賃金台帳も同年8月までしかない。」と供述しており、当該期間に係る保険料控除を確認することができない。

このほか、申立期間②について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 58 年 3 月まで

A事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には、正社員として入社し、勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月 1 日から 58 年 3 月 28 日までの期間について、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所に係る適用事業所名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 59 年 7 月 11 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主からは回答を得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A事業所に係る厚生年金保険被保険者原票から、同事業所が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している 6 人のうち、申立人が記憶している上司及び同僚の二人に照会したものの、回答が得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記の上司の妻は、「主人は、申立人が退職した後に厚生年金保険に加入しており、それ以前については、事業所から国民年金及び国民健康保険に加入するように説明されていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月ごろから27年5月1日まで
② 昭和28年5月31日から同年6月1日まで

A販売所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和24年11月ごろから同販売所に勤務し、28年5月31日の勤務終了後に退職しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るA販売所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、A販売所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に被保険者であり連絡の取れた従業員二人からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人の厚生年金保険記号番号払出簿と厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における申立人の資格取得日は一致している上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、不自然な遡^{そきゅう}及訂正処理の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月6日から39年1月20日まで
申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が無い。昭和37年10月にA社から解雇されたが、B地方裁判所に申し立て、その後同社と和解し、すべての権利を回復するという協定書を取り交わし、39年1月に原職復帰したため、当該申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述並びに同時に申立てを行っている同僚が提出した写真等から、申立期間当時、A社において、同社労働組合員が20数名解雇され、労働争議の後、和解が成立し、約7名が原職復帰したことが推認できる。

しかし、申立人は、「A社を解雇された後、申立期間に他の事業所でアルバイト等をしてきたため、申立事業所で勤務しておらず、申立期間に当該事業所から給与は支払われていない。」と供述しており、上記複数の同僚は、「申立人は申立期間においてA社に勤務していなかった。」と供述している。

また、A社は既に廃業しており、親会社であるC社は、「人事記録、和解に係る関連資料等は残っていない。」と回答しているほか、申立人、同僚及びその他の関係者も和解協定書は保存していないことから、当該事業所と同社労働組合との間で交わされた和解の内容が不明であり、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月6日から39年1月20日まで
申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が無い。昭和37年10月にA社から解雇されたが、B地方裁判所に申し立て、その後同社と和解し、すべての権利を回復するという協定書を取り交わし、39年1月に原職復帰したため、当該申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時に申立てを行っている同僚や他の同僚の供述及び申立人が提出した写真等から、申立期間当時、A社において、同社労働組合員が20数名解雇され、労働争議の後、和解が成立し、約7名が原職復帰したことが推認できる。

しかし、申立人は、「A社を解雇された後、申立期間に同社労働組合の専従者であったため、申立事業所で勤務しておらず、申立期間に当該事業所から給与は支払われていない。」と供述している。また、上記複数の同僚は、「申立人は申立期間においてA社に勤務していなかった。」と供述している。

また、A社は既に廃業しており、親会社であるC社は、「人事記録、和解に係る関連資料等は残っていない。」と回答しているほか、申立人、同僚、従業員及びその他の関係者も和解協定書は保存していないことから、当該事業所と同社労働組合との間で交わされた和解の内容が不明であり、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から45年3月25日まで
申立期間については、A保育園に住み込みで勤務していたが厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA保育園に勤務していたと申し立てしているところ、同保育園の回答から、期間の特定はできないものの、住み込みで勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A保育園の現在の園長は、「申立期間当時の記録は残っておらず、当時の園長にも確認したが、40年以上も前のことなので厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述しているほか、A保育園に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者であった15名に照会したところ、12名から回答があったが、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

また、A保育園では、「申立期間当時、厚生年金保険への全員加入は承知していたが、未加入ということもあったかもしれないが、その場合には保険料控除はしていない。」と回答している。

さらに、申立期間当時の申立人の夫であった者は、「申立期間当時から定年まで公立高校へ勤務し、共済組合に加入しており、申立人を扶養家族にしていた。」と供述している。

加えて、上記被保険者名簿には整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から28年8月1日まで
申立期間について厚生年金保険の記録が無い。しかし、当該期間はA社又はB社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「中学を卒業後にA社又はB社において、青写真の焼付けに携わった。」と申し立てしているところ、同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人が勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年9月1日からであり、申立期間のうち同日より前の期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社では、「当時を知る者がおらず、資料も破棄したため、不明である。」と回答しており、また、当時の事業主は死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が上司と記憶している者は、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったことが確認できるほか、同会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

一方、B社は、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年8月1日からであり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるほか、申立人及び同僚の供述から、当該事業所が法人化されるまで従業員は5人に満たなかったことがうかがえることから、申立期間は当時の厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていなかったことが推認できる。

また、前述の同僚は、B社が適用事業所になるまでの期間について、「給与から厚生

年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、関連会社のC社及びB社の合併先であるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の名前は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 57 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 54 年 9 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の元従業員による「当時、申立人が当社で勤務していたのを覚えている。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の代表者は、「当時の関係書類が残っておらず、申立人の厚生年金保険の届出及び保険料納付は不明である。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「私は、入社後すぐには厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金に加入するかどうかは、本人が希望し選択することもできた。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「申立期間においてA社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している上、申立人から提出のあった昭和 56 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額からは、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できない。

さらに、申立人は、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和 50 年 7 月から 57 年 1 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から4年3月31日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の報酬月額と相違している。同社では、代表取締役として勤務したが、社会保険の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月31日より後の同年4月28日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が53万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の複数の従業員が、同社は社会保険料を滞納しており、申立人が社会保険事務所(当時)から呼出しを受け、社会保険事務所との対応に当たっていたと供述しており、そのうちの一人は、申立人から、同社が社会保険の適用事業所でなくなる旨の説明を受けたと供述しているほか、他の複数の従業員も、厚生年金保険の適用事業所でなくなることについては同社から説明があり、申立人が同社の最高責任者であったと供述している。

これらのことから、申立人がA社を厚生年金保険の適用を受けなくすることについて社会保険事務所との交渉に当たり、その際、社会保険事務所から社会保険料の滞納の精算のため、自らの標準報酬月額の減額処理について説明を受けたとするのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月31日から27年3月31日まで
A社(現在は、B社)C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C支店に昭和25年6月1日から27年3月31日まで勤務していたと主張している。

一方、申立人がD県の現場で一緒に勤務したとする同僚3人は、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を有していることが確認できる。

しかしながら、これら同僚は、連絡先が不明であり、申立期間当時、A社C支店に勤務していた従業員に照会したところ、申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできなかった。

また、B社は、当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されているA社C支店に係る資格喪失日は、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月から21年1月5日まで
② 昭和23年3月30日から25年8月まで

A社(現在は、B社)C工場に勤務した期間のうち、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同工場には、昭和20年10月から25年8月まで勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年10月から25年8月までA社C工場に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人が名前をあげた複数の同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の従業員に照会したが、申立人の両申立期間における勤務実態について明確な供述を得ることができなかった。

また、上記同僚及び従業員のうち、供述する入社日と被保険者資格の取得日とが、半月から1か月半程度相違している者が複数おり、そのうちの従業員一人は、昭和20年11月15日に入社したが、21年1月15日付け被保険者資格取得の厚生年金保険被保険者証の交付を受けたと供述しており、A社は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人がA社C工場の退職時である昭和25年8月に同社同工場において勤務していたとする同僚の資格喪失日は、同月よりも前となっている。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されているA社に係る資格取得日及び資格喪失日は、上記被保険者名簿に記載されている資格取得日及び資格喪失日と一致している。

なお、B社は、当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料

の控除について確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 53 年 11 月 24 日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚について、厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日を照合したところ、申立人同様、雇用保険の被保険者資格を取得した月から 11 か月経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社において、申立期間当時、経理業務を行っていたパート採用の従業員の一人が、同社では、パート採用の従業員の厚生年金保険の加入については、パート従業員の希望を聞いていた旨供述している。

さらに、A社において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 54 年 10 月 1 日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した女性従業員 14 人について、雇用保険の被保険者資格を取得した日と、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日を照合したところ、雇用保険の加入記録が確認できなかった 3 人を除き、11 人が雇用保険の被保険者資格を取得した日と厚生年金保険の被保険者資格を取得した日の間に 1 か月から 15 か月の差異が生じており、申立人同様、53 年 11 月に雇用保険の被保険者資格を取得したものの、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が雇用保険の被保険者資格の取得日から 11 か月経過した後の 54 年 10 月 1 日である者が二人確認できることから判断して、同社では、申立期間当時に必ずしも雇用保険の被保険者資格取得の手續と厚生年金保険の被保険者資格取得の手續が同時に行われていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。